

平成29年4月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(行ウ)第57号 政務調査費等返還請求事件

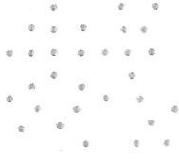
口頭弁論終結日 平成29年1月24日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、参加人加茂に対し、148万500円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、参加人岩谷に対し、434万525円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、参加人梶谷に対し、5万300円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、参加人原に対し、299万800円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、参加人水田に対し、326万9286円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 6 被告は、参加人三戸に対し、268万2362円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 7 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用は、各補助参加により生じた費用を除き、これを3分して



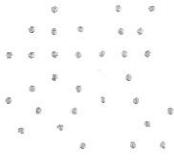
その1を原告らの負担、その余を被告の負担とし、参加人加茂の補助参加により生じた費用は、参加人加茂の負担とし、参加人岩谷の補助参加により生じた費用は、これを5分してその1を原告らの負担、その余を参加人岩谷の負担とし、参加人梶谷の補助参加により生じた費用は、これを10分してその9を原告らの負担、その余を参加人梶谷の負担とし、参加人原の補助参加により生じた費用は、参加人原の負担とし、参加人水田の補助参加により生じた費用はこれを5分してその2を原告らの負担、その余を参加人水田の負担とし、参加人三戸の補助参加により生じた費用はこれを2分してその1を原告らの負担、その余を参加人三戸の負担とし、参加人栗原の補助参加によって生じた費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 主文第1項と同旨
- 2 被告は、参加人岩谷に対し、555万6500円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、参加人梶谷に対し、74万1475円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 4 主文第4項と同旨
- 5 被告は、参加人水田に対し、750万円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 6 被告は、参加人三戸に対し、512万7800円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 7 被告は、参加人栗原に対し、12万円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要



1 本件は、兵庫県（以下「県」という。）の住民である原告らが、県議会議員（以下「議員」という。）であった被告補助参加人ら（以下「参加人ら」という。）が平成23年度から平成25年度までに県から交付を受けた政務調査費又は政務活動費（以下「政務活動費等」という。）を違法に支出したため、県に対してその支出額に相当する金員の損害賠償又は不当利得返還の義務を負うにもかかわらず、県の執行機関である被告がその行使を怠っている旨を主張して、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、参加人らに上記支出額に相当する金員及び平成26年5月1日（平成25年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

2 関係法令等の定め

別紙2-1 「関係法令等の定め」のとおり

3 前提事実（当事者間に争いのない事実又は後掲各証拠〔特に断らない限り枝番を含む。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実等）

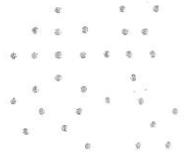
(1) 政務活動費等の手引（甲4）

県議会議長は、会派及び議員が政務活動費等に係る請求、交付、使途基準、収支報告書の提出などの一連の手続きを進める際のマニュアルとして、「政務活動費の手引」（平成18年3月改訂前の名称は「政務調査費のしおり」、平成25年2月改訂前の名称は「政務調査費の手引」。以下「手引」という。）を作成している。その記載は、別紙2-2「手引の定め」のとおりである。

(2) 当事者等

ア 原告らは、いずれも県の住民である。

イ 被告は、県議会事務局長であり、県知事より、議会事務局が所掌する事務に係る債権の管理に関する事務の権限の委任を受けている（法153



条、財務規則2条3号、4条1項6号参照)。

ウ 参加人らは、それぞれ、平成23年度から平成25年度までのうち、次に掲げる期間、議員の地位にあった。

(ア) 参加人加茂、参加人岩谷、参加人梶谷及び参加人原
平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間

(イ) 参加人水田及び参加人三戸
平成23年6月11日から平成26年3月31日までの間

(ウ) 参加人栗原
平成23年4月1日から平成25年9月17日までの間

エ 参加人三戸を除く参加人らは、「兵庫県議会自由民主党議員団」という名称の会派(以下「自民党議員団」という。)に属していた。

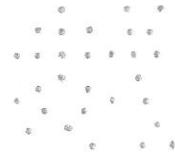
オ 参加人三戸は、平成25年8月31日までは、「兵庫県議会民主党・県民連合議員団」という名称の会派に、平成25年9月1日からは「次世代兵庫」という名称の会派に属していた。

(3) 政務活動費等の交付(ただし、本件に関するものに限る。)

ア 平成23年度(乙共2~6)

県は、次のとおり、参加人岩谷、参加人水田及び参加人栗原に対し、平成23年の任期(ただし同年6月11日以降のもの)に係る政務調査費(以下「平成23年度政調費」という。)を、① 同年6月分及び第2四半期分は同年7月15日に、② 第3四半期分は同年10月14日に、③ 第4四半期分は平成24年1月16日に、それぞれ概算払の方法により交付した。

	①	②	③	合計
参加人岩谷	169万円	138万円	138万円	445万円
参加人水田	169万円	138万円	138万円	445万円
参加人栗原	169万円	138万円	138万円	445万円



イ 平成24年度（乙共8～13）

県は、次のとおり、参加人岩谷、参加人水田及び参加人三戸に対し、平成24年度の任期に係る政務調査費（以下「平成24年度政調費」という。）を、① 第1四半期分は同年4月16日に、② 第2四半期分は同年7月13日に、③ 第3四半期分は同年10月16日に、④ 第4四半期分は平成25年1月16日に、それぞれ概算払の方法により交付した。

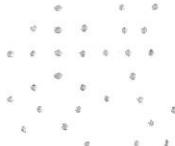
	①	②	③	④	合計
参加人岩谷	138万円	138万円	138万円	138万円	552万円
参加人水田	138万円	138万円	138万円	138万円	552万円
参加人三戸	120万円	120万円	120万円	120万円	480万円

ウ 平成25年度（乙共14～19、乙G8、11～16）

県は、次のとおり、参加人加茂、参加人岩谷、参加人梶谷、参加人原及び参加人水田に対し、平成25年度の任期に係る政務活動費（以下、「平成25年度政活費」という。）を、① 第1四半期分は同年4月16日に、② 第2四半期分は同年7月16日に（ただし、参加人三戸の分のうち4万円は同年9月26日に）、③ 第3四半期分は同年10月16日に、④ 第4四半期分は平成26年1月16日に、それぞれ概算払の方法により交付した。

	①	②	③	④	合計
参加人加茂	138万円	138万円	138万円	138万円	552万円
参加人岩谷	138万円	138万円	138万円	138万円	552万円
参加人梶谷	138万円	138万円	138万円	138万円	552万円
参加人原	138万円	138万円	138万円	138万円	552万円
参加人水田	138万円	138万円	138万円	138万円	552万円
参加人三戸	123万円	127万円	135万円	135万円	520万円

(4) 収支報告書の提出（甲B3～5、甲D1、2、甲E2～4、甲G3～6、



甲H1～5, 乙A9, 乙B5, 13, 21, 乙C6, 乙D6, 13, 乙E5, 13, 20, 乙G6, 19, 乙H5, 8, A個1～12, C個1, 2, E個4～44)

ア 参加人らは、それぞれ、県議会議長に対し、所定の日（年度終了の日の翌日から起算して30日以内）までに、平成23年度政調費、平成24年度政調費及び平成25年度政活費（以下「本件政活費等」という。）に係る各収支報告書を提出した。

イ 参加人らは、上記アの収支報告書において、別紙3-1, 同4-1, 同5-1, 同6-1, 同7-1, 同8-1及び同9-1の各参加人らの支出一覧表のとおり、同「費目」欄記載の費目に同「政活費等支出額」欄記載の額の政務活動費等を充当した旨を報告した（ただし、参加人加茂については、平成26年10月10日付けで訂正された後のものである。）。なお、以下では、各費用を、上記支出一覧表「N○」欄記載の数字に対応させて、「加茂1番分」などと特定して呼ぶ。

(5) 本件監査請求（甲1, 2）

ア 原告らは、平成26年9月12日、県監査委員に対し、参加人らによる本件政活費等の充当につき、住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）をした。

イ 県監査委員は、平成26年11月11日付けで、原告らに対し、本件監査請求のうち、① 平成23年度政調費及び平成24年度政調費に係る部分は、法242条2項所定の期間を経過しており、そのことにつき正当な理由も認められないなどとして、監査の対象にならない、② 平成25年度政活費に係る部分は理由がないなどとする監査の結果を通知した。

(6) 本件訴訟の経過（当裁判所に顕著）

ア 原告らは、平成26年12月10日、県知事を被告として、参加人らに対して本件政活費等の支出額に相当する金員の損害賠償又は不当利得の返



還を請求するよう求める旨の本件訴えを提起した。

イ 被告は、平成27年1月23日又は同月30日付けで、法242条の2第7項に基づき、参加人らに対して訴訟告知をした。その訴訟告知書は、参加人加茂、参加人梶谷及び参加人栗原には同月28日に、参加人岩谷、参加人原及び参加人水田には同月29日に、参加人三戸には同年2月5日に、それぞれ送達された。

ウ 原告らは、平成27年5月29日、行政事件訴訟法43条3項、40条2項、15条1項に基づき、被告を県知事から県議会事務局長に変更する旨の申立てをし、当裁判所は、同年6月12日、これを許可する決定をした。

エ 原告らは、平成28年5月31日の本件弁論準備手続期日において、参加人岩谷に係る請求の一部（岩谷1～28番分に係るもの）を取り下げた。被告は、同期日において、上記取下げに同意した。

4 爭点

(1) 本案前の争点〔争点1〕

ア 監査請求期間の経過の有無〔争点1-1〕

本件監査請求は、平成23年度政調費及び平成24年度政調費に係る部分につき、監査請求期間が経過した後にされた不適法なものであるか。

イ 監査請求前置の有無〔争点1-2〕

本件訴えは、参加人三戸の平成23年度政調費及び平成24年度政調費に係る部分につき、監査請求前置を欠く不適法なものであるか。

(2) 本案の争点

ア 参加人加茂関係〔争点2〕

(ア) 参加人加茂の支出した人件費は、改正後条例にいう「人件費」に当たるか。（加茂1～41番分）〔争点2-1〕

(イ) 参加人加茂が政務活動費から親族の人件費を支出したことは、違法で



あるか。（加茂 2～8, 10, 11, 14, 16, 17, 19, 21～24, 26, 28, 31～33, 35, 37～39, 41番分）【争点 2-2】

イ 参加人岩谷関係【争点 3】

(ア) 参加人岩谷の支出した広報費は、交付規程にいう「広報費」又は改正後条例にいう「広報広聴費」に当たるか。（岩谷 29～32番分）【争点 3-1】

(イ) 参加人岩谷が政務活動費等で購入した切手を翌年度以降に使用したこと等は、違法であるか。（岩谷 29, 30番分）【争点 3-2】

(ウ) 参加人岩谷の支出した人件費は、改正後条例にいう「人件費」に当たるか。（岩谷 33～102番分）【争点 3-3】

(エ) 参加人岩谷が政務活動費から親族の人件費を支出したことは、違法であるか。【争点 3-4】

ウ 参加人梶谷関係【争点 4】

(ア) 参加人梶谷の支出した広報広聴費は、改正後条例にいう「広報広聴費」に当たるか。（梶谷 1～6番分）【争点 4-1】

(イ) 参加人梶谷が政務活動費等で購入した切手を翌年度以降に使用したこと等は、違法であるか（梶谷 2, 3番分）【争点 4-2】

エ 参加人原関係【争点 5】

(ア) 参加人原は、政務活動費等で購入した切手を使用したか。（原 1, 2番分）【争点 5-1】

(イ) 参加人原の支出した広報費は、交付規程にいう「広報費」又は改正後条例にいう「広報広聴費」に当たるか。（原 1, 2番分）【争点 5-2】

オ 参加人水田関係【争点 6】

(ア) 参加人水田は、政務活動費等を切手の購入費用の支出に充てたか。



(水田 1～24番分) [争点 6-1]

(イ) 参加人水田は、政務活動費等で購入した切手を使用したか（水田 1～24番分）[争点 6-2]

(ウ) 参加人水田の支出した広報費及び広報広聴費は、交付規程にいう「広報費」又は改正後条例にいう「広報広聴費」に当たるか。（水田 1～24番分）[争点 6-3]

(エ) 参加人水田が政務活動費等で購入した切手を翌年度以降に使用したことは、違法であるか（水田 1～24番分）[争点 6-4]

(オ) 参加人水田の支出した広報費及び広報広聴費は、自己が代表取締役を務める株式会社に対して支出されたものであることを理由に違法となるか。（水田 1～24番分）[争点 6-5]

カ 参加人三戸関係 [争点 7]

(ア) 参加人三戸の支出した「広報費」又は「広報広聴費」は、交付規程にいう「広報費」又は改正後条例にいう「広報広聴費」に当たるか。（三戸 1～10番分）[争点 7-1]

(イ) 参加人三戸の支出した調査研究費（車両リース代）は、交付規程又は改正後条例にいう「調査研究費」に当たるか。（三戸 11～29番分）

[争点 7-2]

(ウ) 参加人三戸の支出した事務費は、交付規程又は改正後条例にいう「事務費」に当たるか。（三戸 30～52番分）[争点 7-3]

キ 参加人栗原関係 [争点 8]

参加人栗原は、政務調査費をはがきの購入費用の支出に充てたか。

第3 争点1（本案前の争点）に関する当事者の主張

1 争点1-1（監査請求期間の経過の有無）について

【被告の主張】

本件政活費等は、概算払の方法により参加人らに交付されたところ、これら



は各議員から収支報告書等が提出された後に、精算されることになる（財務規則60条の2第1項参照）。そして、議員が政務活動費等の返還を免れるかは、返納額が決定されることによって確定するから、返納決定の適否は、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生しているかを検討する前提として問題とせざるを得ない。そうすると、原告らが問題とする怠る事実は、いわゆる不真正怠る事実に該当する。

しかるところ、平成23年度政調費に関する戻入決定は平成24年5月に、平成24年度政調費に関する戻入決定は平成25年5月にそれぞれ行われたのであって、本件監査請求は、上記各戻入決定から1年を経過してから行われているから、監査請求期間を経過している。そして、そのことについて正当な理由はない。

したがって、本件監査請求のうち平成23年度政調費及び平成24年度政調費に係る部分は、適法な監査請求前置を欠き、不適法というべきである。

【参加人岩谷の主張】

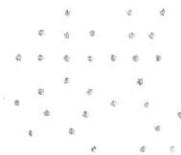
被告の主張のとおり、本件訴えのうち平成23年度政調費及び平成24年度政調費に係る部分は、適法な監査請求前置を欠き、不適法である。

【原告らの主張】

原告らは、精算に係る決定という財務会計上の行為を問題としているのではなく、参加人らが交付を受けた本件政活費等を違法に支出したために、被告が参加人らに対し損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、その行使を怠る事実を問題としている。そして、上記各請求権は、交付された政務活動費等が使途基準に適合して支出されなかつたことによるのであり、精算に係る決定が違法又は無効であることとは関係がない。

以上のように、本件監査請求は、怠る事実（真正怠る事実）を問題としているのであるから、監査請求期間の制限を受けない。

2 爭点1－2（監査請求前置の有無）について



【被告の主張】

住民監査請求においては、対象とする当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるよう個別的、具体的に摘示することを要する。

原告らが問題とする政務活動費等の支出の適否は、支出毎に異なるから、住民監査請求は個別の支出を具体的に特定しなければならない。しかしながら、三戸1～6番分、同11～21番分、同30～42番分に係る支出は、本件監査請求の対象となっていない。

したがって、上記各支出に係る部分については、住民監査請求が前置されていない。

【原告らの主張】

争う。

第4 争点2～8（本案の争点）に関する当事者の主張

1 各争点に共通する事項について

【原告らの主張】

(1) 判断の枠組み

政務活動費等は、その性質から、その年度において支出された、会派又は議員が行う調査研究に資する活動のため必要な経費に限って、条例により定められた使途の基準に沿う限度で支出が認められる。

また、政務活動費等が会派又は議員個人に交付されることからすれば、議員の政務活動費等は、当該議員の活動に限り充てることができるのであって、所属する会派や他の議員の活動に充てることはできない。

なお、種々の要素が混在する活動の場合は、その費用の全額を政務活動費等から支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合は、一定



割合で案分して支出することが許される。

(2) 使用年度

地方公共団体の会計について、法208条1項、2項は、会計年度独立の原則を採用しており、改正前条例及び改正後条例も、この原則を採用している。したがって、政務活動費等についても年度を超えた支出は許されず、年度ごとに収支を報告し、残額が生じた場合には速やかに返還しなければならないと解される。

したがって、年度内に政務活動費から支出して購入した切手等は、当該年度内に使用することが予定されていなければならないというべきであり、年度内に使用する可能性がないことが明らかな切手等を、残った政務活動費の残額の返還を免れ得る意図で年度内に購入して翌年度以降に使用することは、本来不必要的政務活動費の支出であり、上記規制を潜脱するものとして、違法である。

(3) 近親者への支出

公金である政務活動費等で親族を雇用することは、公金による資産形成につながるものであり、お手盛りの危険を伴うものである。したがって、雇用される者が議員の親族である場合には、政務活動費等による給与等の支払は許されない。

(4) 関係法人への支出

手引においては、議員自らが代表権を持つ法人が所有する建物の賃借料について政務活動費等の充当ができないとされるところ、これは、公金による資産形成を禁ずる当然の条理を示したものである。したがって、上記以外についても、議員の近親者又は議員が経営する法人への支出について政務活動費等を充当することはできない。

【被告の主張】

(1) 判断の枠組み



ア 政務活動費等の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動等の政務活動等の基盤の充実を図るためのものであるが、議会の役割は多岐にわたり政務活動等も必然的に広範な事項にわたるから、議員がいかなる方法によっていかなる政務活動等を行うかは、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量にゆだねるのが相当である。

県議会は、政務活動費等を充てることができる経費の範囲に関して手引を定めているところ、その内容は合理的であり、統一的な処理のためにも、手引に基づく処理がされるべきである。すなわち、手引に基づいて政務活動費等が支出されておれば、裁量の範囲内のものとして、違法とはならない。

イ 案分率

政務活動等の中には、政務活動等以外の性格を有する行為が混在しているものがあるが、政務活動費等を充てができるのは、政務活動等の部分に限られるから、この場合、当該活動の中で政務活動等が占める割合の限度で政務活動等の支出が認められる。

そして、この割合の定め方は、個別に確定することができる場合を除いて、手引によって定められた統一的な案分率によって処理するのが相当である。すなわち、手引に基づく案分率が適用されていれば、政務活動費等の充当が違法となることはない。

ウ 広報の対象

交付規程及び改正後条例のいずれも、主権者である県民に県政に関する意思の形成を促すことが極めて重要であることに照らし、広報活動の対象となる「県政に関する政策」の主体を限定していない。

したがって、政務活動費等は、広報費・広報広聴費として、県政全般に関する情報を県民に提供する費用に充てができるのであって、当該議員自身が主体的に取り組んでいる政策に限定されるものではなく、他の



議員が取り組んでいる政策等を紹介することにも充てることができる。

(2) 使用年度

議員活動は年度ごとに完結するものでなく、任期中継続して行われるものであるから、ある年度で行った議員活動の成果を住民に報告等するのが翌年度以降になることも当然に生じ得ることである。したがって、ある年度に購入した切手を当該年度に使用せず、次年度以降に使用することになったとしても、当該切手の購入代金の支出が違法となることはない。

手引においても、政務活動費等により購入した切手を翌年度以降に繰り越して使用することは制限されていない。

(3) 近親者への支出

近親者を雇用して政務活動等を補助させている事実が存在し、補助業務の内容に見合う適正な給与額である限り、当該給与を政務活動費等から支出することは禁じられていない。

なお、平成27年度以降は、近親者の雇用に政務活動費等を充てることが制限されているが、これは、県民の疑惑を招かないよう、自主的に運用を変更して規制したものである。

(4) 関係法人への支出

手引では、議員が代表権を有する法人との取引は、事務所費に政務活動費等を充てることを除き、制限されていない。したがって、関係法人への支出について政務活動費等を充てることが許されないわけではない。

なお、事務所費について制限がされているのは、当該法人との取引がその必要性や対価の相当性について疑念を招きかねないため、自制するためであり、議員が代表権を有する法人と取引をすること自体は違法ではない。

2 争点2（参加人加茂関係）について

別紙3－2「争点2（参加人加茂関係）に係る当事者の主張」のとおり

3 争点3（参加人岩谷関係）について



別紙4－2 「争点3（参加人岩谷関係）に係る当事者の主張」のとおり

4 争点4（参加人梶谷関係）について

別紙5－2 「争点4（参加人梶谷関係）に係る当事者の主張」のとおり

5 争点5（参加人原関係）について

別紙6－2 「争点5（参加人原関係）に係る当事者の主張」のとおり

6 争点6（参加人水田関係）について

別紙7－2 「争点6（参加人水田関係）に係る当事者の主張」のとおり

7 争点7（参加人三戸関係）について

別紙8－2 「争点7（参加人三戸関係）に係る当事者の主張」のとおり

8 争点8（参加人栗原関係）について

別紙9－2 「争点8（参加人栗原関係）に係る当事者の主張」のとおり

なお、被告は、争点2～8について、参加人らの主張を援用している。

第5 当裁判所の判断

1 争点1（本案前の争点）に対する判断

(1) 争点1－1（監査請求期間の経過の有無）について

被告及び参加人岩谷は、本件監査請求が、平成23年度政調費及び平成24年度政調費に係る部分につき、監査請求期間が経過した後にされた不適法なものであると主張する。

ア 惰る事実を対象としてされた監査請求であっても、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を惰る事実を対象とするものである場合には、法242条1項を適用し、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求をすることができないというべきである（最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁参照）。

しかし、監査委員が惰る事実の監査を遂げるために、当該行為が財務会



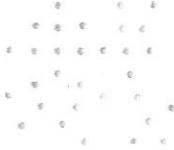
計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはい場合には、当該怠る事実を対象としてされた監査請求は、法242条1項が適用されず、監査請求期間の制限を受けないというべきである（最高裁平成14年7月2日第三小法廷判決・民集56巻6号1049頁参照）。

イ これを本件についてみると、後記2(1)のとおり、政務活動費等の交付を受けた議員は、当該政務活動費等を所定の使途基準に沿わない使途に充てた場合には、当然に、県に対し、これに相当する額の損害賠償又は不当利得返還の義務を負うと解される。

この点、概算払により交付される政務調査費等については、返納を要する場合には、年度末（収支報告書の提出）後に支出命令者において返納の決定をすることが予定されている（財務規則60条3項、60条の2第1項参照）。しかしながら、議員の県に対する政務調査費等の支出に相当する額を返還する義務（損害賠償義務又は不当利得返還義務）は、上記のとおり、議員が政務活動費等を使途基準に適合しない支出に充てたという事実によって発生するのであって、上記返納決定が財務会計法規に違反する違法なものであることにより発生するものではない。

そうすると、本件監査請求の対象である怠る事実、すなわち、県の参加人らに対する本件各政活費等の支出額に相当する金員の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実は、県監査委員において、その監査を遂げるために、参加人らに対する返納決定の適否を判断しなければならない関係にはないから、法242条1項による監査請求期間の制限を受けない怠る事実に当たると解される。

ウ 以上からすれば、平成23年度政調費及び平成24年度政調費の支出額に相当する金員の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を怠る事実は、監査請求期間の制限を受けないというべきである。



(2) 争点 1－2（監査請求の前置の有無）について

被告は、参加人三戸の支出した平成23年度政調費及び平成24年度政調費の一部（三戸1～6番分、同11～21番分、同30～42番分）が本件監査請求の対象とされておらず、したがって、本件訴えのうち上記部分が監査請求前置を欠く不適法なものである旨を主張する。

ア 住民監査請求においては、その対象が特定されていること、すなわち、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を他の事項から区別し特定して認識することができるよう個別的、具体的に摘示されていることを要する。しかし、その特定の程度としては、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足り、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではない。そして、この理は、当該行為等が複数である場合であっても異なるものではない（最高裁平成16年11月25日第一小法廷判決・民集58巻8号2297頁参照）。

また、対象となる当該行為等が複数であるが、当該行為の性質、目的等に照らしこれらを一体としてみてその違法性又は不当性を判断するのを相当とする場合には、対象となる当該行為等とそうでない行為等との識別が可能である限り、個別の当該行為を逐一摘示して特定することまでが常に要求されるものではない（最高裁平成18年4月25日第三小法廷判決・民集60巻4号1841頁参照）。

イ これを本件についてみると、証拠（甲1、2）によれば、以下の事実が認められる。

（ア）「兵庫県職員措置請求書」と題する本件監査請求の監査請求書には、



要旨、以下の記載があった。

- a 参加人三戸は、高校の同級生である住所の会社（アデックスリー
ス）と三木のペーパーカンパニー（A P プラン）の領収書を利用して
政務調査費を不正に着服している。アデックスリースは、うららか社
でもあり、実在する会社であるが、A P プランはその住所や電話番号
からも明らかにペーパーカンパニーである。
 - b 参加人三戸の平成25年度の収支報告書を調査したところ、A P プ
ランが発行している領収書として、平成25年11月30日から平成
26年3月20日までの合計216万9800円分が添付されてい
た。
 - c アデックスリースの領収書として添付されているものは、平成23
年3月26日（平成26年3月26日の誤りと思われる。）から平成
26年2月25日までの車両リース代合計72万円であるが、1台の
単価が極めて高く、領収書の日付に誤りが多いことなどから、適正な
支出であるとは考えられない。
 - d うららか社へ現地調査に行ったが、同社は通常の介護施設であり、
収支報告書に添付されている領収書には「通信費、コピー機パソコン
利用費その他」として一律3万円の領収書が10枚分添付されている
が、実態のないものと思わざるを得ない。
 - e 以上の参加人三戸の支出は実態がない支出であり、違法、不当な支
出と判断される。
 - f 各議員の政務活動（調査）費の支出において、違法・不当な支出に
ついては全額返還をさせる措置を求める。
- (イ) 上記(ア)の監査請求書には、事実を証する書面として、以下の書類が添
付されていた。
- a 「告発文」と題する書面と添付資料一式



- b 領収書等添付様式（使途項目広報広聴費）に平成25年11月分、平成26年1月分から同年3月分までの各整理番号を付した領収書の写しが添付されている書面
 - c 領収書等添付様式（使途項目調査研究費）に平成25年8月分から平成26年2月分までの各整理番号を付した領収書の写しが添付されている書面
 - d 領収書等添付様式（使途項目事務費）に平成25年4月分から平成26年1月分までの各整理番号を付した領収書の写しが添付されている書面
 - e 領収書等添付様式（使途項目調査研究費）に平成25年7月分から同年9月分まで、同年11月分から平成26年1月分まで及び同年3月分の各整理番号を付した領収書の写しが添付されている書面
- ウ 上記認定事実によれば、原告らは、本件監査請求において、形式的には、参加人三戸の平成25年度における支出を問題としている。
- もっとも、原告らは、その理由として、参加人三戸が、APプラン及びうららか社と通じるなどして、実態のない費目に政務活動費等（APプランに対しては印刷代金等、うららか社に対しては車両リース代及び事務機器の使用料）を支出していることを挙げた上、違法、不当な支出については全額返還させる措置を求めていた。そうすると、原告らは、参加人三戸のAPプラン及びうららか社に対する支出について、平成25年度の分はその例示として挙げているにすぎないのであって、その他の年度の分も含め、支出の全体が違法又は不当であると主張しているものと解することができる。
- そして、APプラン及びうららか社に対する支出は、両者の名称を特定することにより、両者に対する複数の支出を個別に摘示しなくとも、対象となる怠る事実とそうでないものとの識別は可能であるし、これらを一体



として違法性又は不当性を判断することが可能かつ相当ということができる。

したがって、参加人三戸のAPプラン及びうららか社に対する支出については、両者に対する個々の支出を一つ一つ個別具体的に掲示しなくても、住民監査請求の対象の特定に欠けることにはならないのであって、本件監査請求は、その全体を対象としているものというべきである。

エ 以上のことおりであるから、本件訴えのうち、参加人三戸の支出した平成23年度政調費及び平成24年度政調費の一部（三戸1～6番分、同11～21番分、同30～42番分）に係る部分は、適法な監査請求を経ているというべきである。

(3) 争点1の小括（本件訴えの適法性）

したがって、本件訴えは、適法な監査請求前置を経たものであって、適法と認められる。

2 本案の争点に対する判断の枠組み

(1) 政務活動費等の交付を受けた議員に対する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生するための要件

ア 前記第2の2のことおり、旧法100条14項は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体が、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対して政務調査費を交付することができるとし、その交付の対象、額及び方法は、条例で定めなければならないとしている。しかるところ、改正前条例8条は、上記の規定を受けて、政務調査費の使途について、議長が別に定める使途基準に基づく経費に充てなければならないとしている。そして、交付規程5条、別表第1、別表第2は、上記使途基準として、会派及び議員のそれぞれについて、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費を掲げ、



その内容を定めている。

また、改正前条例11条4項は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から政務調査費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならないことを規定している。

イ また、新法100条14項は、政務活動費の交付につき、普通地方公共団体が、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対して政務活動費を交付することができるとし、その交付の対象、額、方法及び政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないと定めている。しかるところ、改正後条例2条2項、別表第1、別表第2は、上記の規定を受けて、政務活動費の使途について、会派及び議員のそれぞれについて、調査研究費、研修費、広報広聴費、要請陳情等活動費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費を掲げ、その内容を定めている。

そして、改正後条例10条4項は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から政務活動費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならないことを規定している。

ウ 以上の法令等の各規定によれば、県における政務活動費等（政務調査費及び政務活動費）は、いずれも、それぞれ、改正前条例及び交付規程又は改正後条例が定める使途にのみ使用されることが前提とされているというべきである。

そうすると、政務活動費等の交付を受けた議員が、これを上記各使途の基準に適合しない使途に充てた場合には、法令の根拠なく利益を受けたことになるから、これにより損失を被った県に対し、これに相当する額の不

当利得返還の義務を負うと解される。

また、政務活動費等の交付を受けた議員は、上記各使途の基準に適合しない使途に充てたことにつき故意又は過失がある場合には、県に対し、これに相当する額の損害賠償の義務を負うと解される。

エ この点、前記第2の3(1)のとおり、手引には、交付された政務活動費等の使途等についての留意事項が記載されている。そして、証拠（甲4、13、乙共21、22、28、29）及び弁論の全趣旨によれば、県議会議長は、政務調査費が法に定められた平成13年4月以降、上記ア及びイで掲げた関係法令の改正に加え、県議会における会派及び議員の活動の実態等をも踏まえ、逐次、手引を改正してきたことが認められる。

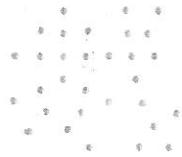
そうすると、手引は、交付された政務活動費等が使途基準に適合する使途に充てられることを確保するとともに、その使途の透明性を確保すること（新法100条16項参照）をその趣旨とするものであると解される。

したがって、前記第2の3（別紙2-2）の手引の定めそれ自体は、上記ア及びイで掲げた関係法令等の趣旨に照らし、その内容が合理的であると認められるから、政務活動費等の使途が使途基準に適合するか否かを判断するに当たって、これを参酌すべきである。

(2) 主張立証責任の所在

政務活動費等の交付を受けた議員に対して損害賠償又は不当利得返還の請求をするよう求める住民訴訟において、当該政務活動費等が使途基準に適合しない使途に充てられたこと（当該議員の支出が使途基準に適合しないこと）及び議員にこの点につき故意又は過失があることは、当該請求権があると主張する者（住民）において、これを主張立証しなければならないと解される。

しかるところ、関係法令によれば、議員は、政務活動等に係る収支について、政務活動費等の支出の総額、支出項目別の額及び当該項目ごとの主たる



内訳を記載した収支報告書を提出するとともに、これに領収書その他の書類を添付しなければならないとされている（旧法 100 条 15 項、改正前条例 9 条 1 項、4 項、新法 100 条 15 項、改正後条例 9 条 1 項、4 項）から、住民においても、収支報告書により、政務活動費等の支出の内容を概括的に知ることができる。他方で、当該各支出の具体的な使途は、当該収支報告書を提出する議員が最もよく知る事柄である。

そうすると、住民において、収支報告書の記載に基づくなどして、政務活動費等の支出が使途基準に適合しないことを推認させる一般的、外形的な事実を主張立証した場合には、当該支出が使途基準に適合しないこと（この点につき当該議員に少なくとも過失があることを含む。以下同じ。）が事実上推認されるというべきである。そして、この場合には、当該支出が使途基準に適合することを主張する者（県又は議員）において、上記推認を覆すに足りる立証をしない限り、当該政務活動費等が使途基準に適合しない使途に充てられたこと（この点につき当該議員に少なくとも過失があることを含む。以下同じ。）が認められると解される。

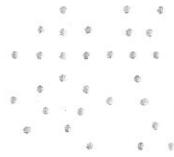
また、上記(1)エ記載の手引の趣旨に照らせば、手引に沿わない政務活動費等の支出については、使途基準に適合しないことが事実上推認されるものと解される。

3 争点 2（参加人加茂関係）に対する判断

(1) 争点 2－1（「人件費」該当性）について

ア 原告らは、徳永、妙子及び木村の人件費（加茂 1～4 1 番分）が改正後条例にいう「人件費」（議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費）に当たらないから、参加人加茂が平成 25 年度政活費からこれを支出したことは、改正後条例所定の使途基準に適合しないものである旨を主張する。

イ そこで検討すると、前提事実(4)、証拠（A 個 1～12）及び弁論の全趣



旨によれば、参加人加茂は、別紙3-1（加茂1～41番分）のとおり、平成25年度政活費から、徳永、妙子及び木村の人工費として、その50%に相当する合計148万5000円を支出したことが認められる。

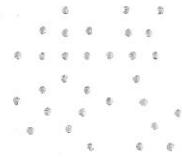
しかしながら、参加人加茂は、平成25年度当時、手引の留意事項に反し、上記3者との間で雇用契約書を作成しておらず（徳永との労働契約書（A個13）は、平成27年3月31日付けのものである。），また、上記3者の政務活動業務勤務実績表等を作成していなかった。

上記のように、手引において、雇用契約書や政務活動業務勤務実績表等を作成し、雇用関係を明確にすることが留意事項とされているのは、議員と職員との間の雇用関係の有無及び内容（当該職員の勤務実態）等が外部からは知り難い事柄であって、政務活動費が職員の人工費の名目で議員の私的活動等の政務活動以外の経費に流用される危険性があることなどから、当該雇用関係の有無及び内容等を明確にすることにより、政務活動費が職員の勤務実績に応じた人工費に適正に充てられることを確保するためであると解される。そうすると、手引の上記留意事項に反する人工費の支出は、政務活動費の適正な支出の前提を欠くことになるから、使途基準に適合しないものであることが事実上推認されるというべきである。

そうすると、参加人加茂による上記3名に係る人工費の支出は、使途基準に適合しないものであることが事実上推認されるというべきである。

ウ これに対し、参加人加茂は、徳永、妙子及び木村が、参加人加茂の政務活動に従事していた旨を主張し、これに沿う供述をする（A個14, 17, 18, 22～24, 証人加茂）。

しかしながら、上記供述は、上記3名が政務活動の補助業務に従事していたことについて客観的な裏付けを欠いており、これによっても、上記3名に係る雇用関係の具体的な内容（殊に出勤日、政務活動に従事した時間、人工費の計算方法）は明らかでないというほかない。



したがって、参加人加茂の上記 3 名に係る人件費の支出が使途基準に適合しないものであるという上記イの推認は覆されない。

エ 以上からすれば、徳永、妙子及び木村の人件費（加茂 1～4 1 番分）は改正後条例にいう「人件費」に当たらないから、参加人加茂が平成 25 年度政活費からこれを支出したことは、改正後条例所定の使途基準に適合しないというべきである。

(2) 小括

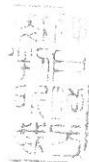
以上からすれば、その余の点（争点 2－2・親族人件費の適否）について判断するまでもなく、参加人加茂は、県に対し、損害賠償又は不当利得返還として、平成 25 年度政活費から充当した人件費（加茂 1～4 1 番分）に相当する 148 万 5000 円を支払う義務を負う。

4 争点 3（参加人岩谷関係）に対する判断

(1) 争点 3－1（「広報費」又は「広報広聴費」該当性）について

ア 原告らは、本件報告書の送料（岩谷 29～32 番分）が交付規程にいう「広報費」（議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費）又は改正後条例にいう「広報広聴費」（議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費）に当たらないから、参加人岩谷が平成 24 年度政調費及び平成 25 年度政活費からこれを支出したことは、改正前条例及び改正後条例所定の使途基準に適合しないものである旨を主張する。

イ そこで検討すると、政務調査費等を広報費（交付規程）又は広報広聴費（改正後条例）に充てることができるのは、県民に対して議員が行う議会活動及び議員の政策等についての的確な情報を提供し、県政に関する意思の形成を促すことが、広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、これを県政に反映させる（兵庫県議会基本条例（平成 24 年兵庫県条例第 46 号）9 条参照）という、議員の調査研究ないしその他の



活動（旧法100条14項、新法100条14項）にとって重要であることによるものと解される。

そうすると、上記趣旨に合致する支出、すなわち、県民の県政に関する意思の形成に資する議会活動及び県政に関する政策等の広報を目的とした議員としての活動に要する経費であれば、交付規程にいう広報費（議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費）又は改正後条例にいう広報広聴費（議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費）に当たるというべきである。そして、県民の県政に関する意思を形成することを促すという上記の広報費又は広報広聴費の趣旨に加え、会派に所属する議員は会派を通じて議会活動を行うものであって、会派を離れて活動を行うことは困難であることからすれば、当該広報の内容は、当該議員個人が取り組んでいる活動に限られず、自己の所属する会派が取り組んでいる活動、議会の活動一般及び県政の一般的な課題等をも含むというべきである。

しかるところ、手引の記載をも参照すると、議員の広報活動が上記の要件を満たすか否かは、当該広報媒体のレイアウト、広報内容、広報内容の作成主体等の諸事情を総合的に考慮すべきである。

ウ これを本件についてみると、前提事実(4)、証拠（甲B4、5、乙B13、21）及び弁論の全趣旨によれば、参加人岩谷は、別紙4-1（岩谷29~32番分）のとおり、平成24年度政調費及び平成25年度政活費から、本件報告書の送料として、実費の85%に相当する合計242万5000円を支出したことが認められる。

しかるところ、証拠（B個2）によれば、① 「今後の教育施策の方向性について」と題する本件報告書（文教部会教育再生プロジェクトチーム報告書）の作成の主体は、自民党議員団文教部会であること、② 本件報告書は、「教育再生」という観点に立って自民党議員団において今後教育



施策として取り組んでいくべき課題を抽出した上で、平成24年度に行つた調査・検討の結果を整理し、提言及び次期以降にどのようなことを期待するかをまとめたものであること、③ 参加人岩谷は、本件報告書が作成された当時、文教部会教育再生プロジェクトチームの委員であったこと、以上の各事実が認められる。

上記認定事実からすれば、本件報告書を県民に対して送付することは、県民の県政（教育行政）に関する意思を形成することを促すという参加人岩谷の政務活動等であると認められる。そして、本件報告書の記載の内容からすれば、本件報告書の紙面に占める政務活動等に係る記事の割合は、85%を下回ることはないと認められる。

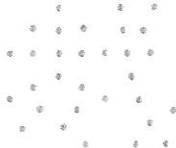
エ 以上からすれば、本件報告書の送料（岩谷29～32番分）は交付規程にいう「広報費」又は改正後条例にいう「広報広聴費」に当たるから、参加人岩谷が平成24年度政調費及び平成25年度政活費からその85%に相当する合計242万5000円を支出したことは、改正前条例又は改正後条例所定の使途基準に適合しないものであるということはできない。

(2) 争点3－2（翌年度以降の切手使用の可否等）について

ア 原告らは、参加人岩谷が平成24年度政調費で購入した切手（岩谷29, 30番分参照）を当該年度に使用しなかったことは、法208条所定の会計年度独立の原則による規制を潜脱して許されない旨を主張する。

イ 前提事実(4)、証拠（甲B4, 5）及び弁論の全趣旨によれば、参加人岩谷は、平成25年3月28日に合計142万5000円分の郵便切手を購入し、別紙4－1（岩谷29, 30番分）のとおり、平成24年度政調費を上記の85%に相当する121万1250円に充てたが、同年度内に上記郵便切手を使用しなかったことが認められる。

ウ そこで、上記支出の適否を検討すると、政務調査費は会派又は議員の調査研究に資するため必要な経費に充てられ（旧法100条14項参照），



政務活動費は調査研究その他の活動に資するため必要な経費に充てられるもの（新法100条14項参照）であるところ、県においては、いずれも、年度単位で交付され、その年度において交付を受けた金額から必要な経費に充てるべき金額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないものとされている（改正前条例11条4項、改正後条例10条4項）。そうすると、県においては、当該年度に交付された政務活動費等は、当該年度に生じた必要な経費にのみ充てることが予定されているというべきである。

この点、郵便切手の購入は、客観的には郵便に関する料金の前払をしたことを表す証票（郵便法28条、29条参照）を購入する行為にすぎず、当該切手が当該議員の行う広報活動又は広報広聴活動のために使用されることによって初めて、上記活動に要する経費に充てられたと確定的に評価し得るものであるから、あくまでも議員の行う広報活動又は広報広聴活動の前提にすぎないというべきである。

そして、当該年度に購入した切手を年度以降に使用することを認める、すなわち、当該切手を当該年度内に使用し切らなくても差し支えないこととすれば、政務活動費等の剩余金の返還を免れることができになり（この点、当該切手を売却することにより換金し（古物営業法2条参照）、広報広聴活動以外の経費に充てることも不可能ではない。），年度単位で収支計算がされる政務活動費等の制度趣旨に反する結果を招来するおそれが高いといわざるを得ない。このことは、県において、平成26年10月1日以後、政務活動費を切手の購入に充てることが原則として禁止されていること（甲13参照）からも明らかである。

以上のとおり、改正前条例及び改正後条例の趣旨からすれば、当該年度に購入した切手を当該年度に使用しなかった場合には、当該年度の政務活動費等を上記切手の購入に要した費用に充てることはできないというべき



である。

エ これに対し、被告及び参加人らは、① 手引において禁止されていないこと、② 議員の活動は年度ごとに完結するものではなく、任期中継続して行われることからすれば、政務活動費等により購入した切手を翌年度以降に繰り越して使用することは当然予定されている旨を主張する。

しかし、上記①についていえば、手引に記載がないことをもって、法令上当然に許容されているということにはならない。

また、上記②についていえば、たとえ議員の活動は年度ごとに完結しない継続的なものであるとしても、上記ウのとおり、政務活動費等の収支計算が年度単位で行われるものである以上、政務活動費等により購入した切手を翌年度以降に繰り越して使用することは許されないというほかない。

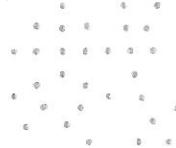
このように解しても、翌年度に行う広報活動又は広報広聴活動のために必要な切手の購入費用は、翌年度に交付される政務調査費等から支出することができるのであるから、議員活動に著しい支障が生じるということもできない。

オ 以上からすると、参加人岩谷が平成24年度政調費を同年度内に使用しなかった切手の購入費用（岩谷29,30番分）に充てたことは、改正前条例に違反するというべきである。

(3) 争点3-3（「人件費」該当性）について

ア 原告らは、中村、今田及び和幸ら（合計7名）の人件費（岩谷33～102番分）が改正後条例にいう「人件費」（議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費）に当たらないから、参加人岩谷が平成25年度政活費からこれを支出したことは、改正後条例の使途基準に適合しないものである旨を主張する。

イ そこで検討すると、前提事実(4)、証拠（乙B21）及び弁論の全趣旨によれば、参加人岩谷は、別紙4-1（岩谷33～102番分）のとおり、



平成25年度政活費から、中村、今田及び和幸ら（合計7名）の人物費として、その50%又は65%に相当する合計313万4000円を支出したことが認められる。

この点、参加人岩谷は、上記7名が政務活動の補助業務に従事していた旨を主張し、その証拠として、雇用契約書（B個3の1～7）及び勤務表（本件勤務表。B個6）を提出するとともに、これに沿う供述をする（証人岩谷）。

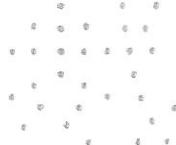
しかしながら、本件勤務表には、存在しない日（平成25年4月31日）に職員3名が出勤した旨が記載されているほか、中村及び今田の勤務時間は、毎日午前9時から午後5時まで勤務したという画一的な記載となっているなど、その内容に不自然な点があることが認められる。しかるところ、平成25年度当時、参加人岩谷の事務所ではタイムカード等が使用されておらず（証人岩谷），本件勤務表は、上記7名の当時の勤務実態を裏付ける客観的な証拠に欠けるといわざるを得ない。

以上からすれば、本件勤務表は、その信用性に疑義があるといわざるを得ず、上記7名の職員の勤務実態を適切に反映したものということはできない。そうすると、上記7名に係る雇用関係の具体的な内容（殊に出勤日、政務活動に従事した時間等）は明らかでないというほかない。

ウ 以上によれば、参加人岩谷による上記7名に係る人物費の支出は、使途基準に適合しないものであることが事実上推認されるというべきであるところ、これを覆すに足りる的確な証拠は認められない。

(4) 小括

したがって、その余の点（争点3－4・親族人物費の適否）について判断するまでもなく、参加人岩谷は、県に対し、損害賠償又は不当利得返還として、① 平成24年度政調費から充当した広報費（岩谷29、30番分）に相当する121万1250円、及び、② 平成25年度政活費から充当した



人件費（岩谷33番～102番分）に相当する313万4000円の合計434万5250円を支払う義務を負う。

そして、参加人岩谷は、平成24年度政調費及び平成25年度政活費に関し、上記の外に、県に対し、損害賠償又は不当利得返還の義務を負わない。

5 争点4（参加人梶谷関係）に対する判断

(1) 争点4－1（「広報広聴費」該当性）について

ア 原告らは、梶谷報告の送料（梶谷1～6番分）が改正後条例にいう「広報広聴費」（議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費）に当たらないから、参加人梶谷が平成25年度政活費からこれを支出したことは、改正後条例の使途基準に適合しないものである旨を主張する。

イ そこで検討すると、上記4(1)イ説示のとおり、県民の県政に関する意思の形成に資する議会活動及び県政に関する政策等の広報（その内容は、当該議員個人が取り組んでいる活動に限らず、自己の所属する会派が取り組んでいる活動、議会の活動一般及び県政の一般的な課題等をも含む。）を目的とした議員としての活動に要する経費であれば、改正後条例にいう広報広聴費に当たるというべきである。そして、議員の広報活動が上記の要件を満たすか否かは、当該広報媒体のレイアウト、広報内容、広報内容の作成主体等の諸事情を総合的に考慮すべきである。

ウ これを本件についてみると、前提事実(4)、証拠（乙C6、C個1、2）及び弁論の全趣旨によれば、参加人梶谷は、別紙5－1（梶谷1～6番分）のとおり、平成25年度政活費から、梶谷報告の送料として、実費の95%に相当する合計71万1475円を支出したことが認められる。

しかるところ、証拠（甲C1）によれば、梶谷報告は、主に、① 「ごあいさつ」と題する部分、② 「県道有馬山口バイパス開通」と題する部分、③ 「梶谷議員がブータン訪問」と題する部分、④ 「神鉄谷上駅前



交番オープン」と題する部分、⑤「自民党県議団農政環境部会政策委員会ツキノワグマ調査を要請」と題する部分、⑥「平成24年度決算特別委員会審査報告」と題する部分、⑦「地域周産期母子医療センター済生会兵庫県病院平成25年11月15日からリニューアルオープン」と題する部分から成ることが認められる。

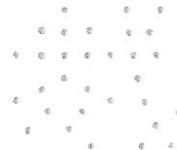
上記②～⑦は、その内容に照らせば、いずれも県政に関する事項を報告するものということができ、また、上記①の内容は、参加人梶谷の県政に対する取組みの姿勢等の叙述を含むものであり、社会的儀礼として許されないものということはできない。そうすると、梶谷報告を県民に対して送付することは、県民の県政に関する意思を形成することを促すという参加人梶谷の政務活動等であると認められる。そして、梶谷報告の紙面に占める政務活動等に係る記事の割合は、95%を下回ることはないと認められる。

エ 以上からすれば、梶谷報告の送料（梶谷1～6番分）は改正後条例にいう「広報広聴費」に当たるから、参加人梶谷が平成25年度政活費からその95%に相当する合計74万1475円を支出したことは、改正後条例所定の使途基準に適合しないものであるということはできない。

(2) 爭点4－2（翌年度以降の切手使用の可否等）

ア 原告らは、参加人梶谷が平成25年度に発送した梶谷報告の郵送料の一部（5万3000円分）を前年度（平成24年度）により購入した切手により支払ったことは、法208条所定の会計年度独立の原則による規制を潜脱して許されない旨を主張する。

この点、原告らの上記主張は、明示的には平成25年度における郵送料の支出の違法をいうものであるが、実質的には、平成24年度政調費で購入した切手を当該年度に使用しなかった違法をいうことを含むものと解される。



イ そこで検討すると、証拠（C個2）及び弁論の全趣旨によれば、参加人梶谷は、平成25年3月29日に5万3000円分の郵便切手を購入し、平成24年度政調費をこれに充てたが、同年度内に上記郵便切手を使用しなかったことが認められる。

しかるところ、上記4(2)イ説示のとおり、当該年度に購入した切手を当該年度に使用しなかった場合には、当該年度の政務活動費等を上記切手の購入に要した費用に充てることは許されないから、参加人梶谷が平成24年度政調費を同年度内に使用しなかった切手の購入費用（5万3000円分）に充てたことは、改正前条例に違反するというべきである。

なお、原告らは、参加人梶谷の平成25年度の收支報告書が、上記購入費用の一部（2000円分）が私費で賄われていることを反映しておらず、その内容が虚偽であり、同額分の支出が違法である旨を主張するが、このことを認めるに足りる証拠はない。

(3) 小括

以上からすれば、参加人梶谷は、県に対し、損害賠償又は不当利得返還として、平成24年度政調費から充当した広報広聴費に相当する5万3000円を支払う義務を負う。

そして、参加人梶谷は、平成24年度政調費及び平成25年度政活費に関し、上記の外に、県に対し、損害賠償又は不当利得返還の義務を負わない。

6 爭点5（参加人原関係）に対する判断

(1) 原告らは、参加人原が平成24年度政調費及び平成25年度政活費で購入した郵便切手（原1番分の160万円分、原2番分の164万円）が使用されていないと主張する。

これに対し、参加人原は、原1番分の切手（160万円）については県政報告平成25年春号を7000部配布した際に全額使用し、原2番分の切手（164万円）については、平成26年8月27日及び同年9月26日に料



金別納郵便で発送した際に、郵便料金として使用したから、いずれも交付規程にいう「広報費」又は改正後条例にいう「広報広聴費」に当たる旨を主張する。

(2) 上記4(2)ウのとおり、県においては、当該年度に交付された政務活動費等は、当該年度に生じた必要な経費にのみ充てることが予定されており、その使途の透明性を確保する必要があるというべきである（新法100条16項参照）。

しかるところ、上記4(2)ウのとおり、郵便切手の購入は、客観的には郵便に関する料金の前払をしたことを表す証票を購入する行為にすぎず、当該切手が当該議員の行う広報活動又は広報広聴活動のために使用されることによって初めて、上記活動に要する経費に充てられたと確定的に評価し得るものであるから、あくまでも議員の行う広報活動又は広報広聴活動の前提にすぎないというべきである。そして、郵便切手は、有価証券としての性質を有し、売却することにより換金することが容易なものである（古物営業法2条参照）。

これらの点からすると、政務活動費等の交付を受けた議員は、当該政務活動費等で郵便切手を大量に購入した場合には、当該切手がどのような目的にいくら使われたかを帳簿等を用いて記録化しておくなど、これらの点が明確になるよう、当該切手を管理しなければならないと解される。以上からすれば、住民において、政務調査費等が大量の切手の購入費用に充てられたという一般的、外形的な事実を主張立証した場合には、当該購入費用の支出が使途基準に適合しない（広報費又は広報広聴費に充てられなかった）ことが事实上推認されるというべきである。この場合には、これを争う県又は議員において、上記切手の購入が使途基準に適合する（広報費又は広報広聴費に充てられた）ことについて、上記推認を覆すに足りる反証を行わない限り、上記購入費用の支出が使途基準に適合しないことが認められるというべきであ



る。

(3) これを本件についてみると、参加人原は、平成24年度政調費から160万円分（原1番分）の、平成25年度政活費から164万円分（原2番分）の、大量の切手を購入したことが認められる。そうすると、上記各支出が広報費又は広報広聴費に充てられなかつたことが事実上推認されるというべきである。

しかるに、参加人原は、上記切手を広報費又は広報広聴費に充てたことを裏付ける的確な証拠を提出しない。この点、被告が提出する証拠（乙共32の1・2）によれば、政務活動費のあり方検討会（県議会の議会運営委員会内の小委員会）は、各会派と県議会事務局と共同で点検した結果として、平成26年10月10日付で、参加人原が上記切手を全て使用した旨を報告しているが、これが客観的な資料に基づくものであるか否かが明らかでない。したがって、同報告を直ちに信用することは困難といわざるを得ず、他に参加人原の上記支出が広報費又は広報広聴費に充てられたことを認めるに足りる証拠もない。

以上からすると、参加人原の上記切手の購入費用の支出が使途基準に適合しないものであるという上記推認は覆されない。したがって、参加人原の切手の購入費用（原1、2番分）は交付規程にいう「広報費」又は改正後条例にいう「広報広聴費」に当たらないから、参加人原が平成24年度政調費又は平成25年度政活費からこれを支出したことは、改正前条例又は改正後条例所定の使途基準に適合しないというべきである。

(4) 小括

以上からすれば、参加人原は、県に対し、損害賠償又は不当利得返還として、平成24年度政調費及び平成25年度政活費から充当した広報費（原1、2番分）に相当する299万8000円を支払う義務を負う。

7 爭点6（参加人水田関係）に対する判断



(1) 争点 6－1（切手の購入費用への支出の有無）について

前提事実(4)，証拠（甲E1，E個1～40，58，証人水田）及び弁論の全趣旨によれば，参加人水田は，別紙7－1のとおり，① 平成23年度に，飾磨海運から240万円分の切手を購入し，平成23年度政調費をその購入費用の全額に充てたこと（水田1，2番分），② 平成24年度に，飾磨海運から280万円分の切手を購入し，平成24年度政調費をその購入費用の全額に充てたこと（水田3～14番分），③ 平成25年度に，飾磨海運から230万円分の切手を購入し，平成25年度政活費をその購入費用の全額に充てたこと（水田15～24番分）が認められる。

この点，原告らは，参加人水田が飾磨海運の代表取締役を務めていることなどから，上記購入の事実がないのにこれを装っている旨を主張する。しかし，この主張は，その内容を裏付けるに足りる的確な証拠がなく，採用することができない。

(2) 争点 6－2（切手使用の有無）について

証拠（乙共32の1・2，E個4～40，58，証人水田）及び弁論の全趣旨によれば，参加人水田は，平成24年4月20日から平成26年10月31日までの間に，別紙7－3「郵便切手使用一覧表」の「郵送日時」欄記載の日時に，「県政報告紙の種類」欄記載の郵便物を郵送するため，「金額（円）」欄記載の金額分の切手を使用したことが認められる。

この点，原告らは，参加人水田が切手を購入した年度に報告書を発行していなかつたことなどからすると，上記切手を全て使ったとは認められない旨を主張する。しかし，この主張をもって上記認定を覆すには足りないというほかない（もっとも，参加人水田が，当該年度の政務調査費等で購入した郵便切手を翌年度以降に使用したことの適否は，後記(3)で検討する。）。

(3) 争点 6－4（翌年度以降の切手使用の可否等）

ア 原告らは，参加人水田が平成23年度政調費で購入した切手（水田1，



2番分），平成24年度政調費で購入した切手（水田3～14番分）及び平成25年度政活費で購入した切手（水田15～24番分）を翌年度以降に使用したことは、法208条所定の会計年度独立の原則による規制を潜脱して許されない旨を主張する。

イ そこで検討すると、上記4(2)イ説示のとおり、当該年度に購入した切手を当該年度に使用しなかった場合には、当該年度の政務活動費等を上記切手の購入に要した費用に充てることはできないというべきである。

これを本件についてみると、上記(1)及び(2)によれば、参加人水田は、① 平成23年度政調費で購入した240万円分の郵便切手（水田1，2番分）については、同年度内にその全額を使用しなかったこと、② 平成24年度政調費で購入した280万円分の郵便切手（水田3～14番分）については、同年度内にその全額を使用したこと（別紙7-3の「平成24年4月20日」から「平成25年1月18日」まで）、③ 平成25年度政活費で購入した230万円分の郵便切手（水田15～24番分）については、同年度内に、143万0714円分を使用したが残りの86万9286円分を使用しなかったこと（別紙7-3の「平成26年3月27日」から「平成26年3月31日」まで）が認められる。

ウ 以上に照らせば、参加人水田が、平成23年度政調費を同年度内に使用しなかった240万円分の購入費用に充てたこと、及び、平成25年度政活費を同年度内に使用しなかった86万9286円分の切手の購入費用に充てたことは、改正前条例又は改正後条例に違反するというべきである。

(4) 争点6-3（「広報費」又は「広報広聴費」該当性）について

ア 原告らは、「はい県議会です」及び「希望」の送料（水田1～24番分）が交付規程にいう「広報費」（議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費）又は改正後条例にいう「広報広聴費」（議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経



費)に当たらないから、参加人水田が本件政活費等からこれを支出したことは、改正前条例又は改正後条例の使途基準に適合しないものである旨を主張する。上記(3)のとおり、参加人水田が、平成23年度政調費から240万円分の切手の購入費用を支出したこと(水田1, 2番分)、及び平成25年度政活費から86万9286円分の切手の購入費用を支出したこと(水田21~24番分)は違法であるから、平成24年度政調費及び平成25年度政活費の一部を上記送料に充てたこと(水田3~21番分)に限り、上記の点を検討する。

イ 上記(2)によれば、参加人水田は、平成24年度政調費及び平成25年度政活費の一部を、「希望」(v o 1. 1~3)の送料(郵便切手の購入)に充てたことが認められる(別紙7-3の「平成24年4月20日」から「平成26年3月31日」まで)。

そこで検討すると、上記4(1)イ説示のとおり、県民の県政に関する意思の形成に資する議会活動及び県政に関する政策等の広報を目的とした議員としての活動に要する経費であれば、改正前条例にいう広報費又は改正後条例にいう広報広聴費に当たるというべきである。そして、議員の広報活動が上記の要件を満たすか否かは、当該広報媒体のレイアウト、広報内容、広報内容の作成主体等の諸事情を総合的に考慮すべきである。

これを本件についてみると、証拠(E個45~47)によれば、「希望」(v o 1. 1~3)は、いずれも、参加人水田の議会における質問内容及びこれに対する行政の回答等の要旨を内容とするものであって、参加人水田の議員事務所が発行したものであるから、参加人水田の議会活動その他県政に関する報告をするものと認められる。

ウ そうすると、「希望」(v o 1. 1~3)の送料(平成24年度分は280万円・水田3~14番分、平成25年度分は143万0714円・水田15~21番分)は改正前条例にいう「広報費」又は改正後条例にいう



「広報広聴費」に当たるから、参加人水田が平成24年度政調費及び平成25年度政活費から上記送料を支出したことは、改正前条例又は改正後条例所定の使途基準に適合しないものであるということはできない。

(5) 争点6－5（関係法人への支出の適否）について

ア 原告らは、参加人水田が、自らが代表取締役を務める飾磨海運から切手を購入すれば、参加人水田自身の利益につながるから、本件政活費等を同社に対して支払う切手の購入費用に充てることは、公序良俗に反し違法である旨を主張する。

イ そこで検討すると、議員が代表者を務める法人との間で取引をし、当該取引に関して政務活動費等を支出することが直ちに許されないと解する根拠はない。

この点、手引（甲4）においては、議員が役員に就任している法人の所有している物件の事務所費（賃借料）については、議員自らが法人の代表権を有している場合には、政務活動費を充てることができないとされているところ、その趣旨は、この場合には、取引の必要性又は対価の相当性について疑義が生じるおそれが高いためであると解される。

他方で、手引は、上記のほかに、議員と当該議員が役員を務める法人との間の取引につき、特段の定めをしていない。

そうすると、事務所費（賃借料）以外に、議員と法人との取引に関して政務活動費等を支出することが許されないと解する余地があるとしても、当該取引の目的、内容、規模、当該取引によって法人が受ける利益の有無及びその程度等の個別具体的な事情を踏まえ、社会通念に照らして著しく不相当であると解される場合に限られると解される。

ウ これを本件についてみると、証拠（甲14、甲E1、乙共32の2、E個1～3、45、58、証人水田）及び弁論の全趣旨によれば、① 参加人水田は、平成16年6月から飾磨海運の代表取締役を務めており、平成



23年6月に初めて議員に就任したこと、② 飾磨海運は平成22年9月頃に切手の販売を開始したこと、③ 飾磨海運の経常利益は、平成23年度が1億3878万2422円、平成24年度が9274万5272円、平成25年度が6573万3003円であったこと、④ 飾磨海運は、平成23年度から平成25年度までの間、参加人水田その他の者に切手を売却したことにより、合計98万0396円の手数料収入を得たことが認められる。

しかるところ、上記切手の取引（ただし、これまでの検討で違法とは認められないものに限る。）は、上記(4)のとおり、参加人水田が政務活動等を行うためにされたものであったこと、上記認定のとおり、飾磨海運による切手の販売は参加人水田が議員に就任する前から行っていたものであること、これによる手数料収入が飾磨海運の収益に照らして僅少なものにとどまっていることなどからすれば、参加人水田が交付を受けた政務活動費等を上記切手の購入費用に充てたことが、社会通念に照らして著しく不相当地あるとまではいえない。

エ 以上によれば、参加人水田が本件政活費等を飾磨海運に対して支払う切手の購入費用に充てたことは、公序良俗に反して無効ということはできない。

(6) 小括

以上からすれば、参加人水田は、県に対し、損害賠償又は不当利得返還として、平成23年度政調費から充当した広報費（水田1、2番分）に相当する240万円、及び平成25年度政活費から充当した広報費（水田21～24番分）に相当する86万9286円の合計326万9286円を支払う義務を負う。

そして、参加人水田は、本件政活費等に関し、上記の外に、県に対し、損害賠償又は不当利得返還の義務を負わない。



8 爭点7（参加人三戸関係）に対する判断

(1) 認定事実

前提事実、当事者間に争いのない事実に加え、各証拠（後掲のほか、証人三木、証人住所。ただし、認定に反する部分は除く。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 関係者の関係等（乙共34）

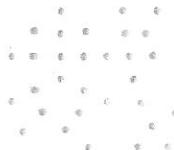
- (ア) 参加人三戸、三木及び住所は、高校生時代の同級生である。
- (イ) 三木及び住所は、参加人三戸の選挙活動を応援したことがあった。
- (ウ) 参加人三戸は、平成23年6月11日に議員に就任し、平成26年6月12日に議員を辞職した。

イ APプランの事業（G個3）

- (ア) 三木は、平成24年3月頃まで印刷関係の職に就いたことはなかったところ、同月29日、加古川税務署長に対し、屋号をAPプラン（エーピープランニング）、事業所を自宅所在地として、同年1月10日に広告、印刷事業を開業した旨の届出をした。もっとも、三木は、APプランを営んでいた間も、建設業関係の会社に勤めていた。
- (イ) APプランは、印刷機器を有しておらず、下請先に外注をしていた。また、APプランは、参加人三戸に係る広告、印刷事業のみを行っており、その他の事業を行っていなかった。
- (ウ) 三木は、平成28年3月、APプランの事業を廃業する旨の届出をした。

ウ 平成25年度におけるAPプランの収支等

- (ア) 兵庫県県政報告書第6号に係る収支（甲G3、G個15の1・2）
 - a 参加人三戸は、平成25年11月30日付で、APプランに対し、兵庫県県政報告書第6号（以下「第6号報告書」という。）に関する費用として、次の金員を支払った。参加人三戸は、別紙8-1



(三戸7番分)のとおり、平成25年度政活費をその全額に充てた。

印刷代	29万0400円
二つ折りクロス外三つ折り代	8万8000円
デザイン代	7万0000円
文章構成代	3万0000円
ポスティング代	22万8000円
合計	70万6400円

- b APプランは、平成26年1月26日付で、株式会社グラフィック（以下「グラフィック」という。）に対し、第6号報告書の印刷代及び二つ折クロス外三つ折代として、17万4370円を支払った。
- c APプランは、平成26年3月頃、公益社団法人高砂市シルバー人材センターに対し、第6号報告書の配布作業代として、20万9380円を支払った。

(イ) 兵庫県県政報告書第7号に係る収支（甲G4, G個16, 18）

- a 参加人三戸は、平成26年1月30日付で、APプランに対し、兵庫県県政報告書第7号（以下「第7号報告書」という。）に関する費用として、次の金員を支払った。参加人三戸は、別紙8-1（三戸8番分）のとおり、平成25年度政活費をその全額に充てた。

印刷代	21万7800円
デザイン代	7万0000円
文章構成代	3万0000円
新聞折込広告代	11万8800円
合計	43万6600円

- b APプランは、平成26年5月12日付で、株式会社神戸新聞総合印刷（以下「総合印刷」という。）に対し、第7号報告書の印刷代及び新聞への折込み配布代として、21万6691円を支払った。



(ウ) 兵庫県県政報告第8号に係る収支（甲G5, 6, G個17の1～3, G個19, 20）

a 参加人三戸は、平成26年3月12日及び同月20日付で、APプランに対し、兵庫県県政報告書第8号（以下「第8号報告書」という。）に関する費用として、次の金員を支払った。参加人三戸は、別紙8-1（三戸9, 10番分）のとおり、平成25年度政活費をその全額に充てた。

印刷代	36万9600円
デザイン代	7万0000円
文章構成代	3万0000円
新聞折込広告代	18万7200円
郵送代	32万0000円
封入代	2万0000円
封筒代	2万4000円
宛名シール添付代	6000円
合計	102万6800円

b APプランは、平成26年6月12日付で、総合印刷に対し、第8号報告書の印刷代及び新聞への折込み配布代として、31万2490円を支払った。

c APプランは、平成26年4月24日付で、グラフィックに対し、第8号報告書の印刷代及び二つ折クロス外三つ折代として、3万6990円を支払った。

d APプランは、平成26年4月30日付で、一般社団法人セカンドステージに対し、第8号報告書の配布作業代として、39万5851円を支払った。

エ うららか社について（甲G1, 2の1～5）



(ア) うららか社は、平成22年1月20日に設立された、通所介護事業、訪問介護事業等を目的とする株式会社であり、本店を兵庫県加古川市別府町新野辺3033番地（平成24年6月30日区画整理による地番変更前は、兵庫県加古川市別府町新野辺1428-1）に置いている。

うららか社は、設立以来、住所が代表取締役を務めている。

(イ) うららか社は、平成22年1月29日付で、県に対し、本店所在地（本件施設）における通所介護及び介護予防通所介護サービス事業の許可申請をし、同年4月頃から、上記事業を営んでいる。

(ウ) 平成24年12月3日、うららか社の事業の目的に「自動車の販売及びリース業等」が追加され、同月14日、その旨の登記がされた。

才 本件車両の賃貸借契約（甲G7, G個2, 8）

(ア) 参加人三戸とうららか社（アデックスリース）は、平成24年5月1日付で、契約の期間を同日から平成25年3月31日まで、賃料を月額9万円などと定め、本件車両（レクサス。登録番号「姫路342も23」）の賃貸借契約を締結した。

(イ) 参加人三戸とうららか社（アデックスリース）は、平成25年4月1日付で、契約の期間を同日から平成26年3月31日まで、賃料を月額9万円などと定め、本件車両の賃貸借契約を締結した。

(ウ) うららか社は、上記各賃貸借契約を締結するに当たり、中古車である本件車両をディーラーから購入した。同社は、上記(イ)の賃貸借契約が終了した後、本件車両を中古車販売業者に売却した。

(エ) うららか社は、平成24年以降、リース事業としては、参加人三戸に係る車両リースのみを行っていた。

力 事務機器利用契約（甲G2の1～5, G個7）

(ア) 本件施設の事務室（本事務室）は広さが約9.13m²で、同室には、事務机2台、ソファー1脚、椅子3脚、パソコン1台、プリンター



1台、電話・FAX 1台が設置されており、個人情報保護のため、鍵を施錠できるドアが使用されている。

- (イ) 参加人三戸とうららか社は、平成25年4月1日付けて、契約の期間を同日から平成26年3月31日まで、使用料を月額3万円などと定め、参加人三戸が本件事務室内の事務机一式、パソコン設備一式、印刷設備一式、電話設備一式を使用することができる旨の契約を締結した。
- (2) 争点7－1（「広報費」又は「広報広聴費」該当性）について
- ア 原告らは、参加人三戸がAPプランに対して支払った印刷代等（三戸1～10番分）が改正前条例にいう「広報費」（議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費）又は改正後条例にいう「広報広聴費」（議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費）に当たらないから、参加人三戸が平成24年度政調費及び平成25年度政活費からこれを支出したことは、改正前条例又は改正後条例の使途基準に適合しないものである旨を主張する。
- イ そこで検討すると、前提事実(3)ウ及び認定事実アからウまでによれば、三木は、① 参加人三戸の高校生時代の同級生で、参加人三戸の選挙を応援したことがあり、参加人三戸が議員に就任した時期（平成23年6月）より後である平成24年3月に自宅でAPプランの事業を行う旨の届出をしたが、それ以前に印刷関係の職に就いたことはなかったこと、② APプランの開業届出をした後、印刷機器を有していないのに、専ら参加人三戸から県政報告等に係る印刷業務を受注し、実際の印刷及び配布作業等を専門の下請業者に外注しつつ、建設業関係の会社に勤めていたこと、③ 参加人三戸が議員を辞職した（平成26年6月）後である平成28年3月には、APプランの事業を廃業する旨の届出をしていることが認められる。

上記認定事実によれば、一般的、外形的にみて、参加人三戸がAPプラン



ンに対して県政報告書等の印刷等を委託する合理的な根拠があるとは認め難いから、APプランは、専ら参加人三戸の県政報告に係る印刷等の業務を受注し、参加人三戸から支払われた金額と下請業者に支払った金額の差額に相当する利益を得るために設立されたことが事実上推認されるべきである。

しかるに、参加人三戸の主張、立証を踏まえても、APプランが上記差額に相当する利益を得るに相応しい業務を行っていたことを認めるに足りないというほかないから、上記推認が覆されるということはできない。

そして、認定事実ウによれば、参加人三戸からAPプランに支払われた金額のうち、APプランから下請業者に支払われた金額に相当する部分については、実際に県政報告の印刷等に充てられたと認められるから、議員が行う議会活動若しくは政務活動又は県政に関する政策等の広報活動に要する経費に当たることを否定することができないが、同額を超える部分については、同経費に当たるということはできない。

したがって、参加人三戸がAPプランに対して支払った印刷代等（三戸1～10番分）のうち、APプランから下請業者に支払われた金額に相当する部分については、交付規程にいう「広報費」又は改正後条例にいう「広報広聴費」に当たるが、その余は「広報費」又は「広報広聴費」に当たらないべきである。

ウ しかるところ、認定事実ウによれば、参加人三戸が平成25年度政活費から支出したAPプランに対する印刷代等の合計216万9800円（三戸7～10番分）のうち、APプランから下請業者に支払われた金額の合計134万5772円については、改正後条例にいう「広報広聴費」に当たるから、同条例所定の使途基準に適合しないということはできないが、その余の82万4028円については、「広報広聴費」に当たらないから、上記使途基準に適合しないべきである。



他方、参加人三戸が平成24年政調費から支出したAPプランに対する印刷代等の合計177万3000円（三戸1～6番分）については、APプランから下請業者に支払われた金額が明らかでない。もっとも、参加人三戸及びAPプランは、平成24年度においても平成25年度と同様の印刷方法をとっていたことが推認されるから、上記金額のうち平成25年度と同様の割合の金額である67万3334円（計算式は以下のとおり）については、交付規程にいう「広報費」に当たらず、改正前条例の使途基準に適合しないものと推認される。

（計算式）

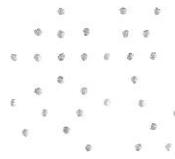
$$177\text{万}3000\text{円} \times (82\text{万}4028\text{円} \div 216\text{万}9800\text{円}) = 67\text{万}3334\text{円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

（3）争点7－2（「調査研究費」該当性）について

ア 原告らは、本件車両のリース代（三戸11～29番分）が改正前条例又は改正後条例にいう「調査研究費」（議員が行う県の事務、地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費）に当たらないから、参加人三戸が平成24年度政調費及び平成25年度政活費からこれを支出したこと、改正前条例又は改正後条例の使途基準に適合しないものである旨を主張する。

イ そこで検討すると、前提事実(4)、認定事実オ及び弁論の全趣旨によれば、参加人三戸は、別紙8－1（三戸11～29番分）のとおり、平成24年度政調費及び平成25年度政活費から、本件車両のリース代として、その50%に相当する合計85万5000円を支出したことが認められる。

ウ しかるところ、前提事実(3)ウ並びに認定事実エ及びオによれば、うららか社は、① 代表取締役である住所が参加人三戸の高校生時代の同級生であり、参加人三戸の選挙応援をしたこと、② 平成22年1月に通所介護



事業等を目的として設立されたが、当初は自動車の販売及びリース事業は目的とされていなかったこと、③ 参加人三戸が議員に就任した時期（平成23年6月）より後である平成24年5月、参加人三戸に本件車両を賃貸したこと、④ 平成24年12月に目的に車の販売及びリース事業を追加したが、参加人三戸以外の者に対して車両のリースを行ったことがないことが認められる。

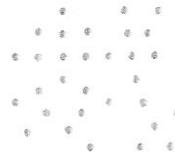
上記認定事実に加え、後記(4)のとおり、参加人三戸とうららか社との間の本件事務室の事務機器の利用に関する契約の実態に疑義があることをも考慮すれば、一般的、外形容的みて、参加人三戸がうららか社から政務活動等に使用する車両のリースを受ける合理的な根拠があるとは認め難いから、うららか社は、専ら参加人三戸から支払われた賃料に相当する利益を受けるため、参加人三戸に対して本件車両を賃貸したことが事実上推認されるというべきである。

しかるに、参加人三戸は、本件車両を政務活動等に使用していたことを裏付ける証拠を何ら提出しないから、上記推認が覆されるということはできない。

エ したがって、本件車両のリース代（三戸11～29番分）は、交付規程又は改正後条例にいう「調査研究費」に当たらないから、参加人三戸が平成24年度政調費及び平成25年度政活費からこれを支出したことは、改正前条例又は改正後条例所定の使途基準に適合しないというべきである。

(4) 爭点7-3（「事務費」該当性）について

ア 原告らは、本件事務室の事務機器の利用料（三戸30～52番分）が改正前条例又は改正後条例にいう「事務費」（議員が行う調査研究又は政務活動に係る事務の遂行に要する経費）に当たらないから、参加人三戸が平成24年度政調費及び平成25年度政活費からこれを支出したことは、改正前条例又は改正後条例の使途基準に適合しないものである旨を主張す



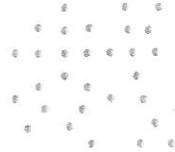
る。

イ そこで検討すると、前提事実(4)、認定事実力及び弁論の全趣旨によれば、参加人三戸は、別紙8-1（三戸30～52番分）のとおり、平成24年度政調費及び平成25年度政活費から、本件事務室の事務機器の利用料として、その50%に相当する合計33万円を支出したことが認められる。

ウ しかるところ、認定事実力によれば、本件事務室には、パソコン及び電話等の事務機器用品が設置されているものの、その数は限定的である上、本件事務室がある本件施設は、通所介護及び介護予防通所介護サービス等が営まれている介護施設であり、本件施設の職員が本件事務室を利用して上記介護に係る事務作業を行い（証人住所もこのことを否定していない。）、しかも、この作業は多数の個人情報を取り扱うものである（甲G8参照）と推認されるから、客観的にみて、参加人三戸が本件事務室の事務機器を利用して政務活動等を行っていたとはにわかに考え難いところである。

上記に加え、参加人三戸が本件事務室を利用しているのに、うららか社との間で事務機器用品の利用契約のみが締結され、同室の賃貸借契約が締結されていないこと、うららか社の代表取締役である住所が参加人三戸の高校生時代の同級生であり、参加人三戸の選挙応援をしたことをも併せ考慮すれば、一般的、外形象的にみて、参加人三戸がうららか社から政務活動等に使用する事務機器の提供を受ける合理的な根拠があったとは認め難い。そうすると、うららか社は、参加人三戸から支払われた利用料に相当する利益を受けるため、本件事務室の事務機器用品の利用契約を締結したことが事実上推認されるというべきである。

エ これに対し、参加人三戸は、本件事務室を利用して政務活動等を行っていたと主張し、その証拠として、参加人三戸に対する荷物及び請求書の宛



先が本件施設の所在地とされていたこと（G個12の1～4），及び参加人三戸が本件施設で座談会を行った際の写真（G個13）を提出する。

しかし，上記各証拠をもって，参加人三戸が，平成24年度及び平成25年度中に本件事務室で継続的に政務活動等を行っており，その事務を遂行するために同室に設置された事務機器用品を利用していたことを認めるには足りないといわざるを得ない。また，住所は，参加人三戸が本件事務室内で政務活動等を行っていた旨供述する（証人住所）が，その内容を裏付けるに足りる的確な証拠がなく，これを信用することはできない。

したがって，参加人三戸の主張，立証を踏まえても，参加人三戸が本件事務室に設置された事務機器を政務活動等のために使用していたことを認めるに足りないというほかないから，上記推認が覆されるということはできない。

才 したがって，本件事務室の事務機器の利用料（三戸30～52番分）は，交付規程又は改正後条例にいう「事務費」に当たらないから，参加人三戸が平成24年度政調費及び平成25年度政活費からこれを支出したことは，改正前条例又は改正後条例所定の使途基準に適合しないというべきである。

(5) 小括

以上からすれば，参加人三戸は，県に対し，損害賠償又は不当利得返還として，① 平成24年度政調費及び平成25年度政活費から支出した広報費又は広報広聴費（三戸1～10番分）の一部に相当する149万7362円，② 平成24年度政調費及び平成25年度政活費から支出した調査研究費（車両リース代・三戸11～29番分）に相当する85万5000円，③ 平成24年度政調費及び平成25年度政活費から支出した事務費（事務機器利用費・三戸30番～52番分）に相当する33万円の合計268万2362円を支払う義務を負う。



そして、参加人三戸は、平成24年度政調費及び平成25年度政活費に関し、上記の外に、県に対し、損害賠償又は不当利得返還の義務を負わない。

9 爭点8（参加人栗原関係）に対する判断

原告らは、参加人栗原が平成23年度政調費の収支報告書に広報費12万円を支出した旨を記載しているが、実際には2000円しか支出していない旨を主張する。

(1) 認定事実

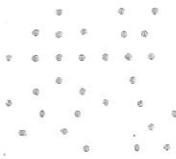
当事者間に争いのない事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 参加人栗原は、別紙9-1（栗原1番分）のとおり、平成23年度政調費から、広報費（はがき代）として12万円を支出した。

イ 参加人栗原が平成23年度政調費の収支報告書に添付した同年10月31日付け郵便切手及び印紙売渡証明書（本件証明書）には、銘柄欄に「葉書」、単価欄に「50円」、枚数欄に「2400枚」、金額欄に「120,000円」と記載され、収入印紙（200円）が貼付され、「山下」の印影による割印がされ、指定郵便切手類販売者欄に「山下勝」の記名及び「山下」の押印がある。なお、上記割印の印影と「山下勝」名下の押印の印影は異なっている。（乙H8）

ウ 山下は、平成23年当時、龍野郵便局指定郵便切手類販売者であったところ、同年10月1日から同月31日までの間に、龍野郵便局から110枚のはがきを買い受けた。（調査嘱託の結果）

エ 県議会事務局職員は、平成26年11月21日、山下から本件証明書の変造の有無について、聞き取りを行った。山下は、上記聞き取りに対し、概要、①宛名欄と郵便局名欄は空欄のまま発行し、それ以外の欄は自身が記載した、②枚数及び金額は、前日までに参加人栗原の側から1400枚ほしいという連絡があったので、単価「50円」と枚数「1400



枚」を記載し、続いて金額（7万円）を記載しようとした際に、参加人栗原の側から「もう1000枚あれば買いたい」と言わされたので、「1400枚」の「1」を「2」に書き換えて「2400枚」とし、金額を「12万円」と記載した、③ 本来貼付義務のない収入印紙を貼付したのは、その場で参加人栗原の側から「印紙を頼む」と言わされたため、深く考えずに要請どおりにした旨を回答した。（乙共33）

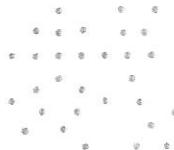
オ 山下は、平成26年11月21日当時、使い古されたことが見受けられる複数の印章を所持していた。（乙H9）

(2) 本件証明書の変造の有無

ア 原告らは、上記主張の根拠として、参加人栗原が、本件証明書の枚数欄の記載を「40枚」から「2400枚」に、金額欄の記載を「2000円」から「120,000円」にそれぞれ変造した旨を主張する。

イ この点、山下は、① 参加人栗原からはがき1400枚がほしい旨の連絡を受けたため、在庫の300ないし600枚位に郵便局から仕入れた約1000枚を加えたうち1400枚のはがきを、平成23年10月31日頃に参加人栗原の自宅に持参した、② その際、枚数「1400枚」と金額「7万円」を予め記載した本件証明書を持参した、③ すると、その場で、参加人栗原の側から、追加で1000枚のはがきがほしい旨を伝えられた、④ そのため、当日、姫路にある金券ショップではがき1000枚購入し、2、3日後か1週間後位に、これを参加人栗原の自宅に届けた、⑤ 多分、その際に、参加人栗原の側から求められて本件証明書に収入印紙を貼付し、氏名欄に押捺したものとは異なる印章を使用して割印をしたと思う旨を供述し、本件証明書の枚数欄及び金額欄は自らが記入した旨を供述する（証人山下）。

まず、上記供述のうち②を除く点については、平成23年10月中に郵便局から1000枚のはがきを購入した事実（認定事実ウ）及び複数の印



章を所持していた事実（同才）に符合するとともに、県議会事務局職員に対して回答した内容（同エ）とも概ね整合する。また、郵便切手類及び印紙壳渡証明書に収入印紙を貼付することは不要であるとされている（甲H1～4、乙H8参照）が、手引には3万円以上の領収書には収入印紙の貼付が必要である旨が記載されていること（甲4〔29頁〕）に照らすと、その内容が不自然であるともいえない。

他方で、上記供述のうち②の点については、本件証明書の金額欄において、「7」が記載されていたことをうかがわせるような形跡が認められないから、容易に信用することができないというほかはない。

ウ しかしながら、山下は、県議会事務局職員に対し、単価（50円）と枚数（1400枚）を記載した後、金額を記載しようとした際に、1000枚を追加で買いたい旨の申出があったので、「1400枚」の「1」を「2」に書き換えて2400枚とし、金額を「12万円」と記載したと供述していた（認定事実エ）。

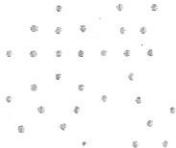
しかるところ、上記供述は、本件証明書の枚数欄の千の位の「2」の部分が、数字の「1」に横棒を書き加えて顕出された形跡がうかがわれることに符合する。そして、同供述は、証人尋問の際よりも記憶の新しい時期にされたことなどを併せ考慮すれば、基本的に信用することができる。

そうすると、証人山下の上記イの供述のうち②の点については、記憶違いである可能性を否定することができない。

エ 以上のとおり、本件証明書の枚数欄及び金額欄は自らが記入したとする山下の供述の信用性を一概に否定することができない以上、参加人栗原が本件証明書の枚数欄及び金額欄を変造したと認めるには足りないといふかない。

(3) 小括

以上からすれば、参加人栗原が平成23年度政調費12万円分（栗原1番



分)を広報費に充てていない旨の原告らの主張は、採用することができない。

したがって、参加人栗原は、平成23年度政調費に関し、県に対し、損害賠償又は不当利得返還の義務を負わない。

第6 結論

よって、原告らの請求は、参加人ら各自（ただし、参加人栗原を除く。）に對し、損害賠償又は不当利得の返還として、主文に掲げる確定金額及び平成26年5月1日（不法行為の後の日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める限度でいずれも理由があるからこれを認容し、その余はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用及び補助参加によって生じた費用の負担については、行政事件訴訟法7条、民訴法64条本文、65条1項本文、66条、61条を適用して、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山 口 浩 司

裁判官 和 久 一 彦

裁判官 國 井 陽 平

(別紙 1)

当事者目録

兵庫県西宮市

原 告

兵庫県西宮市

原 告

兵庫県尼崎市

原 告

上記三名訴訟代理人弁護士

古 殿 宣 敬

同訴訟復代理人弁護士

大 田 悠 記

神戸市中央区下山手通五丁目 10番 1号

被 告

兵庫県議会事務局長

山 本 嘉 彦

同訴訟代理人弁護士

藤 原 正 廣

同訴訟復代理人弁護士

吉 田 裕 樹

同

松 井 麻 子

兵庫県川西市

被 告補助参 加 人

加 茂 忍

(以下「参 加 人 加 茂」という。)

同訴訟代理人弁護士

末 澤 誠 之

同

橋 詰 福 子

兵庫県姫路市

被 告補助参 加 人

岩 谷 英 雄

(以下「参 加 人 岩 谷」という。)

同訴訟代理人弁護士

奥 見 半 次

同 奥 見 司

神戸市北区

被 告 補 助 參 加 人 梶 谷 忠 修

(以下「参加人梶谷」という。)

同訴訟代理人弁護士 石 丸 鐵 太 郎

同 森 有 美

同 藤 原 孝 洋

同 中 尾 悅 子

同 中 山 健 太 郎

同 佐 藤 祥 德

神戸市中央区

被 告 補 助 參 加 人 原 吉 三

(以下「参加人原」という。)

同訴訟代理人弁護士 奥 見 半 次

同 奥 見 司

兵庫県姫路市

被 告 補 助 參 加 人 水 田 裕 一 郎

(以下「参加人水田」という。)

同訴訟代理人弁護士 安 平 和 彦

同 後 藤 伸 一

同 加 藤 恵 一

同 安 田 孝 弘

同 中 川 憲 一

兵庫県加古川市

被 告 補 助 參 加 人 三 戸 政 和

(以下「参加人三戸」という。)

同訴訟代理人弁護士

同 同

荒川 雄二郎
吉田 広明
木曾 大輔
酒井 輔輔
簗内 史子
谷口 弥二郎
生田 孝子
江嶋 美奈
小島 恵一郎
日野 真太郎
野上 子輔
藤井 陽子
酒沼 裕貴
浅野 太介
平道 優介
覺川 介貴
太田 貴也
金河 真潤
河北 一介
孝田 澄一
富岡 介司

兵庫県たつの市

被 告 補 助 參 加 人

栗 原 一

(以下「参加人栗原」という。)

同訴訟代理人弁護士

同

同

森 川 正 章

中 塚 恵 介

角 田 紗 弥 香



(別紙2-1)

関係法令等の定め

第1 法の定め

1 平成24年法律第72号による改正前の法（以下「旧法」という。）

100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

100条15項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

2 平成24年法律第72号による改正後の法（以下「新法」という。）

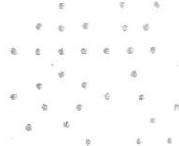
100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

100条15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

100条16項



議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

新法100条は、平成24年法律第72号附則1条ただし書に規定する政令（平成25年政令第27号）により平成25年3月1日に施行された。

なお、以下では、旧法100条において政務調査費を充てることとされた議員の調査研究活動を「政務調査」、新法100条において政務活動費を充てることとされた議員の調査研究その他の活動を「政務活動」といい、政務調査と政務活動を併せて「政務活動等」ということがある。

第2 兵庫県政務調査費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号。ただし、平成24年兵庫県条例第44号による改正前のもの。以下「改正前条例」という。）の定め

1条

この条例は、旧法100条14項の規定による政務調査費の交付並びに同条15項の規定による政務調査費に係る収入及び支出の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

2条

県は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部に充てるため、兵庫県議会の会派及び議員に対し、政務調査費を交付する。

8条

政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、政務調査費を、議長が別に定める使途基準に基づく経費に充てなければならない。

9条1項

政務調査費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、次に掲げる事項を記載した当該年度の政務調査費に係る収入および支出の報告書（收支報告書）を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。



- (1) 会派名及び代表者氏名又は氏名
- (2) 交付を受けた政務調査費の総額
- (3) 交付を受けた政務調査費に係る支出の総額並びに次に掲げる支出項目別の額及び当該項目ごとの主たる支出の内訳
 - ア 調査研究費
 - イ 研修費
 - ウ 会議費
 - エ 資料作成費
 - オ 資料購入費
 - カ 広報費
 - キ 事務所費
 - ク 事務費
 - ケ 人件費
- (4) 交付を受けた政務調査費の総額から政務調査費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額

9条4項

前3項の収支報告書には、政務調査費による支出のうち1件5万円以上の支出（事務所費、事務費及び人件費に係るもの）を除く。に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

11条4項

政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から政務調査費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

11条5項

知事は、前各項の規定の適用がある場合には、政務調査費の交付を受けた会派又は議員に対し、返還を命ずることができる。

第3 兵庫県政務調査費の交付に関する規程（平成13年兵庫県議会告示第4号。

以下「交付規程」という。）の定め

1条

この規定は、改正前条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

5条

改正前条例8条に規定する使途基準は、会派に係る政務調査費については、別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。

別表第1

項目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体等が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派が雇用する職員の参加に要する経費（会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派における各種会議に要する経費（会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷・製本代、原稿料等）
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活



	動に要する経費（広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）
事務費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費（事務用品・備品購入費、通信費等）
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

注 () 内は例示

別表第2

項目	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	団体等が開催する研修会、講演会への議員及び議員が雇用する職員の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費（会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷・製本代、原稿料等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購



	入に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）
事務費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入費、通信費等）
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

注 () 内は例示

第4 兵庫県政務活動費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号。ただし、平成24年兵庫県条例第44号による改正後、平成26年兵庫県条例第33号による改正前のもの。以下「改正後条例」という。）の定め

1条

この条例は、新法100条14項から16項までの規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、県議会の会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

2条1項

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談等地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動に要する経費に対して交

付する。

2条2項

政務活動費は、会派にあっては別表第1、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表第1

項目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務、地方行財政に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派が雇用する職員の参加に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
広報広聴費	会派が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の政務活動に要する経費
資料作成費	会派が行う政務活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	会派が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び



	管理に要する経費
事務費	会派が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2

項目	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員が雇用する職員の参加に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
広報広聴費	議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の政務活動に要する経費
資料作成費	議員が行う政務活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費



3条

県は、会派及び職員に対し、政務活動費を交付する。

9条1項

政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、次に掲げる事項を記載した当該年度の政務活動に係る収入及び支出の報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(1) 会派名及び代表者氏名又は氏名

(2) 交付を受けた政務活動費の総額

(3) 交付を受けた政務活動費に係る支出の総額並びに次に掲げる支出項目別の額及び当該項目ごとの主たる支出の内訳

ア 調査研究費

イ 研修費

ウ 会議費

エ 広報広聴費

オ 要請陳情等活動費

カ 資料作成費

キ 資料購入費

ク 事務所費

ケ 事務費

コ 人件費

(4) 交付を受けた政務活動費の総額から政務活動費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額

9条4項

前3項の收支報告書には、政務活動による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

10条4項



政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から政務活動費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

10条5項

知事は、前項の規定の適用がある場合には、政務活動費の交付を受けた会派又は議員に対し、返還を命ずることができる。

附則1条

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）

附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

附則2条

改正後条例の規定は、この条例の施行の日以後に改正後条例8条3項の規定により交付を受ける政務活動費から適用し、同日前に改正前条例7条3項の規定により交付を受けた政務調査費については、なお従前の例による。

第5 兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）の定め

60条3項

支出命令者は、概算払を受けた者がそれに相当する反対給付等をしたときは、速やかにその者から精算調書を提出させて精算させなければならない。

60条の2第1項

支出命令者は、前条の規定による精算により追給又は返納を要するものがあるときは、追給するものにあっては支出負担行為兼支出決定書により、戻入するものにあっては歳出戻入決定書により決定しなければならない。



(別紙2-2)

手引の定め

第1 実費支出の原則

政務活動費は、会派又は議員の政務活動に要した経費の一部に充当するものであることから、実費（実績）の額に充当することが原則である。

第2 案分による支出

1 会派及び議員は専ら政務活動費に係る所要額のみを計上する（それ以外の活動に要した経費を除外する）必要があるが、会派及び議員の活動は多面的であり、政務活動とそれ以外の活動（議会公務、政党、選挙、後援会、私事）が混在している場合が多い。このような場合には、全体の額を案分して政務活動費の額を算出せざるを得ないところ、各自において個別に合理的に説明できる場合にはその割合で、それ以外の場合には共通案分率により充当することができることとする。

共通案分率ではなく、個別の案分率を採用する場合には、会派又は議員の責任において、個別の案分率の正当性を客観的に説明できるようにしなければならない。

2 案分適用が可能な主な使途項目

事務所費、事務費、人件費

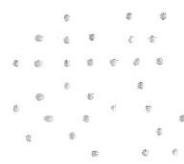
車リース料、ガソリン代、ETCを利用した場合の通行料等の自動車関係経費

備品代、携帯電話使用料等

3 充當の基本的な考え方

「明確に不適正な経費」は、予め会派・議員において除外する。

「適正な経費」については、実績を踏まえた充當をし、「適正な経費と不適



正な経費が混在している場合」は、次の「共通案分率」により充当する。

4 共通案分率

● 政務活動及びそれ以外の議員活動が混在する場合

政務活動	それ以外の議員活動
1 / 2	1 / 2

● 政務活動、それ以外の議員活動及び私的活動が混在する場合

政務活動	それ以外の議員活動	私的活動
1 / 4	1 / 4	1 / 2

※ それ以外の議員活動とは、政党活動、後援会活動、選挙活動をいう。

第3 調査研究費（自動車リース料）

自動車リース料に適用する案分率は、リース車の使用実態に応じ、それぞれ、a, b のいずれかを選択して充当することとする。

① リース車を私的活動と併用して使用する場合

- 活動実態による充当（ただし、充当率の上限は50%）
- 活動実態が明確に区分できない場合は、共通案分率（1/4）を適用。

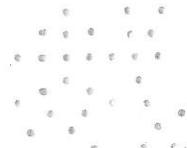
② リース車を議員活動（政務活動）専用で使用する場合

- 活動実態による充当（ただし、充当率の上限は80%）
- 活動実態が明確に区分できない場合は、共通案分率（1/2）を適用。

第4 広報広聴費

県政報告紙やホームページに、政党や後援会活動に関する記事等が併せて掲載されている場合は、県政報告紙の紙面に占める政務活動に係る記事の面積比率等をもとに案分して、政務活動費の所要額を充当することとする。

第5 事務費



1 備品代等

政務活動に直接必要な備品類等については、活動実績により明確な区分ができる場合は、共通案分率により充当することとする。

高額な備品等は、資産形成につながることから、1件あたりの取得価格の上限は、10万円とする（ただし、政務活動に直接必要なパソコン等は例外とする。）。

2 事務用品等の諸経費

政党事務所や後援会事務所等と兼ねる場合は、事務用品等の諸経費は、上記第2の案分による支出を参考のうえ、政務活動に係る所要額のみを計上する。

第6 人件費

1 人件費

会派又は議員が、政務活動を補助する職員の雇用に際しては、次のa, bのいずれかにより充当することとする。

a 政務活動に従事した時間等による実態に応じた案分

b 活動割合が不明確な場合は、共通案分率を適用

	第三者の雇用	生計を一にする親族の雇用
事務所に勤務	1／2	1／2
自宅兼用事務所で勤務	1／2	1／4

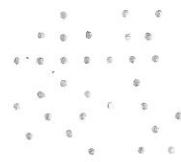
(留意事項)

補助職員を雇用する場合は、雇用通知書等により雇用関係を明確にする。

なお、雇用関係を明確にする書類として、雇用契約書や政務活動業務勤務実績表等の記載例を参考にする。

2 親族雇用である場合の扱い

議員が行う政務活動を補助する職員が親族である場合には、「お手盛り」等



の疑念を抱かれることのないよう、雇用関係を明確にする書類の整備はもとより、適正な雇用の実態（業務に対する適正な労働の対価が支給されている等）を確保するよう特に注意が必要である。

参加人加茂支出一覧表

(別紙3-1)

No.	費目	領収書日付	領収金額	政活費等支出額	争点	
					2-1	2-2
1	人件費(政務調査補助員)	平成25年4月22日	120,000	60,000	○	
2	人件費(調査運転手代)	平成25年4月29日	5,000	2,500	○	○
3	人件費(パート代)	平成25年4月30日	72,000	36,000	○	○
4	人件費(調査運転手代)	平成25年4月20日	5,000	2,500	○	○
5	人件費(調査運転手代)	平成25年4月28日	5,000	2,500	○	○
6	人件費(パート代)	平成25年5月31日	72,000	36,000	○	○
7	人件費(調査運転手代)	平成25年5月12日	5,000	2,500	○	○
8	人件費(調査運転手代)	平成25年5月19日	5,000	2,500	○	○
9	人件費(政務調査補助員)	平成25年5月23日	120,000	60,000	○	
10	人件費(パート代)	平成25年6月30日	66,000	33,000	○	○
11	人件費(調査運転手代)	平成25年6月1日	5,000	2,500	○	○
12	人件費(政務調査補助員)	平成25年6月24日	120,000	60,000	○	
13	人件費(賞与)	平成25年7月18日	100,000	50,000	○	
14	人件費(パート代)	平成25年7月30日	90,000	45,000	○	○
15	人件費(政務調査補助員)	平成25年7月22日	120,000	60,000	○	
16	人件費(調査運転手代)	平成25年7月31日	30,000	15,000	○	○
17	人件費(政務調査補助員「運転手」)	平成25年8月30日	35,000	17,500	○	○
18	人件費(政務調査補助員)	平成25年8月26日	120,000	60,000	○	
19	人件費(パート代)	平成25年8月30日	90,000	45,000	○	○
20	人件費(政務調査補助員)	平成25年9月26日	120,000	60,000	○	
21	人件費(パート代)	平成25年9月30日	84,000	42,000	○	○
22	人件費(調査運転手代)	平成25年9月30日	30,000	15,000	○	○
23	人件費(政務調査補助員「運転手」)	平成25年10月30日	35,000	17,500	○	○
24	人件費(パート代)	平成25年10月30日	90,000	45,000	○	○
25	人件費(政務調査補助員)	平成25年10月24日	120,000	60,000	○	
26	人件費(政務調査補助員「運転手」)	平成25年11月30日	30,000	15,000	○	○
27	人件費(政務調査補助員)	平成25年11月26日	120,000	60,000	○	
28	人件費(パート代)	平成25年11月30日	86,000	43,000	○	○
29	人件費(賞与)	平成25年12月18日	100,000	50,000	○	
30	人件費(政務調査補助員)	平成25年12月17日	120,000	60,000	○	
31	人件費(パート代)	平成25年12月30日	90,000	45,000	○	○
32	人件費(政務調査補助員「運転手」)	平成25年12月30日	40,000	20,000	○	○
33	人件費(調査運転手代)	平成26年1月30日	35,000	17,500	○	○
34	人件費(政務調査補助員)	平成26年1月30日	120,000	60,000	○	
35	人件費(パート代)	平成26年1月30日	96,000	48,000	○	○
36	人件費(政務調査補助員)	平成26年2月26日	120,000	60,000	○	
37	人件費(パート代)	平成26年2月28日	84,000	42,000	○	○
38	人件費(調査運転手代)	平成26年2月26日	25,000	12,500	○	○
39	人件費(調査運転手代)	平成26年3月30日	30,000	15,000	○	○
40	人件費(政務調査補助員)	平成26年3月24日	120,000	60,000	○	
41	人件費(パート代)	平成26年3月30日	90,000	45,000	○	○
	合計		2,970,000	1,485,000		

争点2-1 「人件費」該当性

争点2-2 親族人件費の適否



(別紙3-2)

争点2（参加人加茂関係）に係る当事者の主張

第1 争点2-1（「人件費」該当性）について [加茂1～41番分]

【原告らの主張】

1 政務調査補助員等と記載されている職員は、後援会又は選挙事務所の職員であり、その人件費は政治活動に関する人件費である。また、パート代及び政務調査運転手代として支出された活動は、政務活動ではなく、政治活動である。

2 徳永雅子（以下「徳永」という。）の人件費（加茂1, 9, 12, 13, 15, 18, 20, 25, 27, 29, 30, 34, 36, 40番分）

(1) 参加人加茂は、労働契約に反し、徳永を政務活動以外のその他の活動（議会公務・政党・選挙・後援会・私事）に従事させ、同人の人件費の2分の1を政務活動費から支出している。しかし、当該支出は政治活動に関する人件費であり、政務活動費から支出することはできない。

また、参加人加茂は、徳永の政務活動補助業務勤務実績表を提出しておらず、同人が政務活動の補助業務に2分の1従事していたという証拠はない。したがって、徳永は政務活動以外の議員活動に従事していたと判断されるべきである。

(2) 徳永の勤務実態に関し、「陳情」が政務活動と関連性があるか否か不明である。また、徳永がその作成に従事したとする「加茂忍クラブ新聞」は、講演会のニュースであって、その活動は後援会活動であるし、同様に「ミニ県政だより」も、県政の一般的広報であって、参加人加茂の政務調査とは関連性がない。

したがって、徳永の業務に係る人件費に政務活動費を支出することは許されない。

3 加茂妙子（以下「妙子」という。）の人件費（加茂3, 6, 10, 14, 1



9, 21, 24, 28, 31, 35, 37, 41番分)

- (1) 妙子に対する人件費の支払について、参加人加茂と妙子との間には、労働契約は締結されておらず、同人がどのような業務に従事していたか全く不明である。
- (2) 参加人加茂は、妙子について、政務活動補助業務勤務実績表を提出していないから、妙子は、政務活動補助業務に従事した実績がなかったものと判断されるべきである。
- (3) 妙子の勤務の実態に関しては、上記2(2)と同様であり、その業務に対する人件費を政務活動費から支出することは許されない。

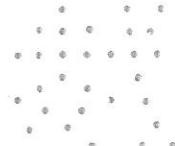
4 木村沙菜恵（以下「木村」という。）の人件費（加茂2, 4, 5, 7, 8, 11, 16, 17, 22, 23, 26, 32, 33, 38, 39番分）

- (1) 参加人加茂は、木村について勤務実績表を作成しておらず、木村が政務調査運転手ないし政務調査補助員（運転手）として、どのような業務を行なったか、一切明らかではない。
- (2) 参加人加茂の主張によると、参加人加茂が木村を運転手として稼働させて出席したのは、「障がい者団体総会」や「市内地区コミュニティ総会」や「猪名川町大野山あじさい祭り」など、地域の団体の集会である。
- 上記集会は、議員の調査研究活動とは全く無関係な私的な活動であるから、このような政務活動と無関係な活動に政務活動費を支出することは許されない。

【参加人加茂の主張】

1 徳永の人件費（加茂1, 9, 12, 13, 15, 18, 20, 25, 27, 29, 30, 34, 36, 40番分）

徳永は、次のとおり、参加人加茂の事務員として、県会議員の政務活動の補助をして、参加人加茂は、徳永が政務活動に従事した割合に応じ、人件費の半額を政務活動費から支出している。



① 陳情受付事務とその連絡及び調整

② 参加人加茂の行事の日程調整

③ 県政報告の作成補助業務

④ 県政報告の郵送事務

⑤ その他参加人加茂の政務活動補助業務

2 妙子の人工費（加茂 3, 6, 10, 14, 19, 21, 24, 28, 31, 35, 37, 41番分）

参加人加茂は、妙子に対して、パート代として出勤した日当分を、毎月一括して現金で支払い、政務活動の補助に対する人件費の支払をしている。

妙子の補助の内容は、ミニ集会（県政報告）の会場運営の補助のほか、次のとおりである。

① 陳情受付事務とその連絡及び調整。徳永が参加人加茂の事務所に不在の際の陳情の受付業務、日曜日等の休日における受付業務。

② 参加人加茂の行事の日程調整。県、川西市、猪名川町の諸行事の連絡調整業務。

③ 県政報告の作成補助業務。参加人加茂が発行する県政だより・ミニ県政だより・ひまわりだより（女性向け広報）の編集補助業務。

④ 県政報告の郵送事務。

⑤ その他参加人加茂の政務活動補助業務。新名神高速道路進捗状況・大雨時の猪名川・寺畠前川等における写真撮影。

3 木村の人工費（加茂 2, 4, 5, 7, 8, 11, 16, 17, 22, 23, 26, 32, 33, 38, 39番分）

参加人加茂は、木村に対して、参加人加茂が政務活動として集会等に出席する際に車両の運転が必要な日に限り、稼働してもらい、運転した日ごとに政務調査運転手代を支払った。

参加人加茂が集会等において行う「あいさつ」とは、参加団体と県政の関係



を前もって調査し、その内容を熟知し、団体の持っている課題に県政がどのように応えられるのか、そのことを正確に伝えることであるから、「政務活動」に当たる。なお、参加人加茂は、出席した集会等の全てにおいてあいさつ（県政報告）をすることはできなかったが、その場合であっても、主催者等の話や出席者の様子をうかがうことによって、県政の課題を探り思考をめぐらしていたから、「政務活動」に当たるというべきである。

そして、その実績は、別紙3-3のとおりである。

第2　争点2-2（親族人件費の適否）について〔加茂2~8, 10, 11, 14, 16, 17, 19, 21~24, 26, 28, 31~33, 35, 37~39, 41番分〕

【原告らの主張】

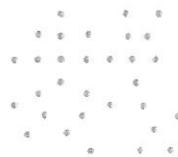
妙子及び木村は、参加人加茂の親族であるから、これらの者に係る人件費を政務活動費から支出することは許されない。

【参加人加茂の主張】

親族関係者的人件費について、政務活動費から支出することは認められているから、親族関係者に係る人件費を支出しても違法はない。

平成 25 年

- 4月 20 日 防衛関係団体意見交換会、文化団体発表会他
- 4月 28 日 川西市北部地区コミュニティ総会 2 地区、猪名川上流漁協行事他
- 4月 29 日 スポーツ団体発表会、猪名川町地区意見交換会他
- 5月 12 日 市内地区コミュニティ総会その他
- 5月 19 日 市内コミュニティ総会 4 地区他
- 6月 1 日 猪名川町ソーラー発電開所式
- 7月 6 日 猪名川町大野山あじさい祭り他
- 7月 18 日 阪神北県民局用務、川西市学校保健会総会他
- 7月 21 日 市内業界団体展示会、訪問歯科センター後援会他
- 7月 24 日 市子供会行事参加他
- 7月 25 日 建設常任委員会阪神調査、川西市南部地区自治会行事他
- 7月 26 日 川西市北部地区コミュニティ行事 3 か所
- 8月 3 日 市内病院内覧会、川西市北部地区コミュニティ行事 3 か所
- 8月 4 日 川西市北部地区コミュニティ行事 1 か所、南部地区自治会行事他
- 8月 8 日 川西市内医療団体意見交換会
- 8月 10 日 南部地区自治会行事 2 か所、市商工会行事他
- 8月 11 日 市剣道大会、市内要望聴取他
- 8月 24 日 市南部地区自治会行事 2 か所、北部地区コミュニティ行事 2 か所
- 8月 25 日 市内社会福祉施設行事他
- 9月 15 日 猪名川町敬老会他
- 9月 16 日 川西中央地区および南部地区老人クラブ会合
- 9月 19 日 バレーボール大会、多田神社観月会他
- 9月 20 日 ダイハツ池田工場調査他
- 9月 22 日 詩吟大会、陳情案件事情聴取他



- 9月25日 市内経済団体意見交換会他
- 10月5日 ソフトボール日本リーグ
- 10月8日 市内陳情案件事情聴取他
- 10月9日 川西市戦争犠牲者追悼式他
- 10月12日 川西市北部地区コミュニティ行事他
- 10月13日 川西市南部地区および北部地区コミュニティ行事他
- 10月25日 障がい者団体行事、北部地区コミュニティ行事
- 10月26日 スポーツ大会、市民農園収穫祭他
- 11月2日 川西市北部地区コミュニティ文化祭3地区
- 11月3日 黒川里山祭り、歯科センター他
- 11月5日 川西市内社会福祉施設作品展他
- 11月9日 川西市南部地区コミュニティ文化祭2地区、北部地区1地区
- 11月18日 川西市永年勤務及び技術功労者表彰式
- 11月23日 阪神エコフェスタ、川西市北部地区コミュニティ文化祭
- 11月30日 川西市南部地区コミュニティ周年行事他
- 12月8日 インディアカ大会、スポーツ団体意見交換会
- 12月18日 女性団体、スポーツ団体意見交換会
- 12月23日 バドミントン大会、陳情案件事情聴取他
- 12月24日 迷惑駐車防止キャンペーン他
- 12月25日 猪名川町まちづくり意見交換会
- 12月27日 市内経済団体意見交換会他
- 12月28日 年末警戒その他
- 12月29日 市内経済団体意見交換会他
- 平成26年
- 1月5日 猪名川町各種団体合同互礼会他
- 1月6日 川西市文化団体意見交換会他



- 1月7日 川西市経済団体意見交換会他
- 1月11日 防衛関係団体互礼会他
- 1月12日 川西市出初式，猪名川町経済団体互礼会他
- 1月13日 猪名川町成人式他
- 1月18日 猪名川町青少年フォーラム他
- 2月3日 阪神北県民局陳情他
- 2月6日 文教常任委員会管内調査，学校保健会大会他
- 2月9日 猪名川町マラソン大会，猪名川町文化団体発表大会他
- 2月10日 NEXCO要望活動他
- 2月23日 詩吟大会他
- 3月1日 猪名川町子供会連絡協議会，阪神地区経済団体意見交換会
- 3月2日 地域防災訓練他
- 3月6日 市立幼稚園意見交換会
- 3月7日 定時制高校卒業式他
- 3月8日 自衛隊入隊予定者激励会他
- 3月16日 川西市内保育所内覧会

参加人岩谷支出一覧表

(別紙4-1)

No.	費目	領収書日付	領収金額	政活費等支出額	争点			
					3-1	3-2	3-3	3-4
1	事務費	平成23年6月17日	40,000	20,000				
2	事務費	平成23年7月29日	27,500	13,750				
3	事務費	平成23年8月29日	27,500	13,750				
4	事務費	平成23年9月28日	27,500	13,750				
5	事務費	平成23年10月28日	27,500	13,750				
6	事務費	平成23年11月28日	40,000	20,000				
7	事務費	平成24年4月30日	19,700	9,850				
8	会議費	平成24年5月31日	7,433	3,716				
9	会議費	平成24年6月30日	29,648	14,824				
10	会議費	平成24年7月31日	17,450	8,725				
12	会議費	平成24年8月31日	21,360	10,680				
13	会議費	平成24年10月31日	26,865	13,432				
14	会議費	平成24年11月30日	24,600	12,300				
15	会議費	平成24年12月20日	27,352	13,676				
16	会議費	平成25年2月28日	28,800	14,400				
17	会議費	平成25年3月29日	17,060	8,530				
18	会議費	平成25年5月31日	17,240	8,620				
19	会議費	平成25年6月15日	12,510	6,255				
20	会議費	平成25年6月30日	23,490	11,745				
21	会議費	平成25年7月31日	9,650	4,825				
22	会議費	平成25年8月12日	19,810	9,905				
23	会議費	平成25年8月31日	20,190	10,095				
24	会議費	平成26年9月30日	10,150	5,075				
25	会議費	平成25年11月30日	20,000	10,000				
26	会議費	平成25年12月27日	20,000	10,000				
27	会議費	平成26年2月15日	18,560	9,280				
28	会議費	平成26年2月28日	21,440	10,720				
29	広報費	平成25年3月28日	425,000	361,250	○	○		
30	広報費	平成25年3月28日	1,000,000	850,000	○	○		
31	広報費	平成25年6月28日	475,000	403,750	○			
32	広報費	平成25年6月28日	950,000	807,500	○			
33	人件費(政務調査補助職員)	平成25年4月30日	90,000	58,500			○	○
34	人件費(政務調査補助職員)	平成25年4月30日	90,000	58,500			○	○
35	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年4月30日	80,000	40,000			○	○
36	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年4月30日	80,000	40,000			○	○
37	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年4月30日	70,000	35,000			○	○
38	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年4月30日	70,000	35,000			○	○
39	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年4月30日	70,000	35,000			○	○
40	人件費(政務調査補助職員)	平成25年5月31日	90,000	58,500			○	○
41	人件費(政務調査補助職員)	平成25年5月31日	90,000	58,500			○	○
42	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年5月31日	80,000	40,000			○	○
43	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年5月31日	80,000	40,000			○	○
44	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年5月31日	70,000	35,000			○	○
45	人件費(政務調査補助職員)	平成25年6月28日	90,000	58,500			○	○
46	人件費(政務調査補助職員)	平成25年6月28日	90,000	58,500			○	○
47	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年6月28日	80,000	40,000			○	○
48	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年6月28日	80,000	40,000			○	○
49	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年6月28日	70,000	35,000			○	○
50	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年6月28日	70,000	35,000			○	○
51	人件費(政務調査補助職員)	平成25年7月31日	90,000	58,500			○	○
52	人件費(政務調査補助職員)	平成25年7月31日	90,000	58,500			○	○
53	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年7月31日	80,000	40,000			○	○
54	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年7月31日	80,000	40,000			○	○
55	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年7月31日	70,000	35,000			○	○
56	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年7月31日	70,000	35,000			○	○
57	人件費(政務調査補助職員)	平成25年8月30日	90,000	58,500			○	○
58	人件費(政務調査補助職員)	平成25年8月30日	90,000	58,500			○	○
59	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年8月30日	80,000	40,000			○	○
60	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年8月30日	80,000	40,000			○	○
61	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年8月30日	70,000	35,000			○	○
62	人件費(政務調査補助職員)	平成25年9月30日	90,000	58,500			○	○
63	人件費(政務調査補助職員)	平成25年9月30日	90,000	58,500			○	○

64	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年9月30日	80,000	40,000			○	○
65	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年9月30日	80,000	40,000			○	○
66	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年9月30日	70,000	35,000			○	○
67	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年9月30日	70,000	35,000			○	○
68	人件費(政務調査補助職員)	平成25年10月31日	90,000	58,500			○	○
69	人件費(政務調査補助職員)	平成25年10月31日	90,000	58,500			○	○
70	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年10月31日	80,000	40,000			○	○
71	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年10月31日	80,000	40,000			○	○
72	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年10月31日	70,000	35,000			○	○
73	人件費(政務調査補助職員)	平成25年11月29日	90,000	58,500			○	○
74	人件費(政務調査補助職員)	平成25年11月29日	90,000	58,500			○	○
75	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年11月29日	80,000	40,000			○	○
76	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年11月29日	80,000	40,000			○	○
77	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年11月29日	70,000	35,000			○	○
78	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年11月29日	70,000	35,000			○	○
79	人件費(政務調査補助職員)	平成25年12月27日	90,000	58,500			○	○
80	人件費(政務調査補助職員)	平成25年12月27日	90,000	58,500			○	○
81	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年12月27日	80,000	40,000			○	○
82	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年12月27日	80,000	40,000			○	○
83	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年12月27日	70,000	35,000			○	○
84	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成25年12月27日	70,000	35,000			○	○
85	人件費(政務調査補助職員)	平成26年1月31日	90,000	58,500			○	○
86	人件費(政務調査補助職員)	平成26年1月31日	90,000	58,500			○	○
87	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年1月31日	80,000	40,000			○	○
88	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年1月31日	80,000	40,000			○	○
89	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年1月31日	70,000	35,000			○	○
90	人件費(政務調査補助職員)	平成26年2月28日	90,000	58,500			○	○
91	人件費(政務調査補助職員)	平成26年2月28日	90,000	58,500			○	○
92	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年2月28日	80,000	40,000			○	○
93	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年2月28日	80,000	40,000			○	○
94	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年2月28日	70,000	35,000			○	○
95	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年2月28日	70,000	35,000			○	○
96	人件費(政務調査補助職員)	平成26年3月31日	90,000	58,500			○	○
97	人件費(政務調査補助職員)	平成26年3月31日	90,000	58,500			○	○
98	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年3月31日	80,000	40,000			○	○
99	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年3月31日	80,000	40,000			○	○
100	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年3月31日	70,000	35,000			○	○
101	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年3月31日	70,000	35,000			○	○
102	人件費(政務調査補助・集会案内要員)	平成26年3月31日	70,000	35,000			○	○
合計				8,470,000	5,556,500			

争点3-1 「広報費」又は「広報広聴費」該当性

争点3-2 翌年度以降の切手使用の可否

争点3-3 「人件費」該当性

争点3-4 親族人件費の適否

争点3（参加人岩谷関係）に係る当事者の主張

第1 争点3-1（「広報費」又は「広報広聴費」該当性）について〔岩谷29～32番分〕

【原告らの主張】

1 参加人岩谷は、平成25年度に自民党議員団の活動報告書（B個2。以下「本件報告書」という。）を送付し、広報費として242万2500円を政務活動費から支出している。

しかし、政党議員団の活動報告書は政治活動に係る報告書であり、政務活動に係る報告書に該当しないから、政務活動費から支出することはできない。

2 また、本件活動報告書は、同議員が参加していた「文教部会教育再生プロジェクト」が作成した活動報告である。

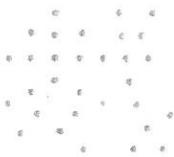
しかし、県では、会派の政務活動費と議員の政務活動が明確に区分されていことからすると、政党（会派）として調査研究を実施したのであれば、その政務活動費は、個々の議員ではなく会派が支出すべきであり、議員個人の政務活動費から支出することは許されない。

3 さらに、参加人岩谷は、上記活動に委員として名を連ねているだけで、肝心の調査研究の内容についての報告は一切行っていない。したがって、参加人岩谷の調査研究の実態を示すものが本件報告書は、参加人岩谷の調査・研究活動の成果ということはできない。

【参加人岩谷の主張】

本件報告書は、参加人岩谷が参加していた「文教部会教育再生プロジェクト」が作成した活動報告であり、政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動の成果物である。

参加人岩谷が送付した文書は、本件報告書のすべてではなく、参加人岩谷



が所属していた教育再生プロジェクトチームの調査・活動報告であり、参加人岩谷自身の調査・活動報告である。プロジェクトチームの活動には、活動の指針の決定、調査実施に当たっての調整など、報告者として名前があがらない活動は数多く存在し、参加人岩谷も報告書記載の各調査活動、研修会の開催などを行ってきたところ、これらの活動はまさに議員個人の調査・活動である。

したがって、議員個人の広報費又は広報広聴費で本件報告書を送付することは違法ではない。

第2 爭点3－2（翌年度以降の切手使用の可否等）について [岩谷29, 30番分]

【原告らの主張】

参加人岩谷は、平成24年度末の直前に大量の切手を購入しており、年度内に切手を使用する可能性がなかったことは明らかである。そうすると、参加人岩谷の上記切手の購入は、政務活動費等の返還を免れる意図によるものであり、法208条の規制を潜脱するものといわざるを得ない。

また、平成24年度政調費に係る収支報告書には、142万5000円の切手購入は同年度に送付した報告書の郵送費である旨が記載されているが、同年度に本件報告書は送付されていない。そうすると、上記収支報告書の記載は虚偽であって、同額の政務活動費の支出は違法である。

【参加人岩谷の主張】

購入した切手を翌年度以降に使用できることについては、被告の主張を援用する。

参加人岩谷は、本件報告書が平成25年3月に完成し、そのうち自分が参加していた教育再生プロジェクトチームが作成した部分に限って、複製して送付することにしたが、事務所職員が事務所の機材を使用し複製したため、年度内



に送付を完了することは到底無理な状況であった。このような事情から、参加人岩谷は、同月28日に予め切手を購入し、完成したものから順に送付していく。

第3 爭点3-3（「人件費」該当性）について [岩谷33～102番分]

【原告らの主張】

1 人件費一般（岩谷33～102番分）

参加人岩谷は、平成25年度に人件費として政務活動費から286万2347円を支出している。しかし、政務調査補助職員の人員は7名と多く、これらの者は後援会活動や選挙活動に従事しているから、上記費用は政治活動に係る人件費であり、政務活動費から支出することはできない。

参加人岩谷は、雇用契約上の仕事内容に反して、政治活動に係る業務に従事させていたのであれば、この支出は政治活動に関する人件費に当たる。

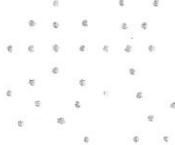
また、参加人岩谷は、50%あるいは65%の案分率を適用したと主張するが、その根拠は不明である。

なお、参加人岩谷が提出する勤務実績表（B個6。以下「本件勤務表」という。）は、毎日記載されたものということはできないし、存在しない日（4月31日など）に職員が勤務したことになっているなどからすると、およそ信用できない。

2 政務調査補助職員の人件費（岩谷33, 34, 40, 41, 45, 46, 51, 52, 57, 58, 62, 63, 68, 69, 73, 74, 79, 80, 85, 86, 90, 91, 96, 97番分）

参加人岩谷は、政務調査補助業務に従事する者として雇用した中村洋子（以下「中村」という。）及び今田留美（以下「今田」という。）に対し、給与を支払っている。

しかし、中村及び今田がどのような政務調査の補助業務に従事していたかは



明らかではなく、政務調査補助業務に従事していたことの証明がない。

3 集会案内要員の人工費（岩谷35～39, 42～44, 47～50, 53～56, 59～61, 65～67, 70～72, 75～78, 81～84, 87～89, 92～95, 98～102番分）

参加人岩谷は、集会において、議員の県政報告及び地域からの要望の聞き取りなどを行っているなどとして、当該集会に関し、岩谷和幸ら5名（以下「和幸ら」という。）に対し、政務活動費から人工費を支出している。

しかし、上記集会において、どのような政務活動が行われたか不明である。上記集会において政務活動を行ったことが立証されない限り、政務活動費の支出は違法というべきである。

また、集会案内要員の仕事の内容も不明である。集会案内要員のための政務活動費の支出は、手引でも認められていない。

さらに、集会案内要員とされる和幸らは、雇用契約で定められた時間（実労働時間が1日当たり7時間）の間、フルタイムで就労していないから、当該欠勤分については、賃金が支払われるべきではない。和幸らの勤務実態からは、これらの集会案内補助員は、政務活動に係る各種書類の作成、整理、保管などの事務は行なっていないことが推認される。

したがって、和幸らに対して支払われた賃金について、政務活動費から支出することは許されない。

【参加人岩谷の主張】

1 人工費一般（岩谷33～102番分）

参加人岩谷が雇用した政務調査補助職員7名の仕事内容は、「政務調査補助に係る事務所補助」が2名、「政務調査補助に係る集会案内及び事務所補助」が5名である。上記7名は、常時従事する勤務形態でなく、また、議員の政務活動以外の用務（雇用契約書に記載のある事務所補助業務）に従事することもあることから、従事実態に応じて50%と65%の案分率を適用した。



雇用した職員が、政務活動補助以外の業務を行うこと自体に違法はない。また、政務活動と政治活動の補助業務が明確に分別できないことから、実際の職務の従事実態に応じて、案分率を適用したのであり、問題はない。

2 集会案内要員の人事費（岩谷 35～39, 42～44, 47～50, 53～56, 59～61, 65～67, 70～72, 75～78, 81～84, 87～89, 92～95, 98～102番分）

参加人岩谷は、政務活動として、県政報告等の集会を月に2回開催し、定期的に県政報告、地域からの要望の聴き取りなどを行ってきたところ、かかる集会等の開催に携わる職員の人事費は、当然に政務活動費として支出することが認められる。

上記集会において、会場を案内する業務はまさに政務活動の補助業務であるから、手引に記載されていないからといって違法ではない。また、参加人岩谷は、雇用契約上「政務調査に係る集会案内及び事務所補助」を仕事内容として定めた人員に対し、政務活動費への充当率50%として給与を支払ったのであり、個別に集会案内費として計上したのではない。

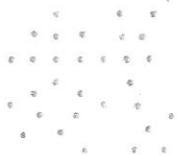
よって、仮に上記業務が政治活動と厳格に分離できないとしても、案分比例を用いて充当している以上、適法である。

第4 爭点3－4（親族人事費の適否）について

【原告らの主張】

参加人岩谷が雇用した7名のうち4名は岩谷姓であり、親族雇用に当たる。政務活動費による親族雇用は、公金による資産形成につながるものであり、政務調査活動の補助職員に親族を雇用することがお手盛りの危険を伴うものであることなどからすると、政務活動費を親族の人事費に充てることは許されない。

したがって、上記の者に係る人事費を政務活動費から支出することは許されない。



【参加人岩谷の主張】

争う。

参加人梶谷支出一覧表

(別紙5-1)

No.	費目	領収書日付	領収金額	政活費等支出額		
					4-1	4-2
1	広報広聴費(料金別納)	平成25年10月25日	170,050	161,547	○	
2	広報広聴費(料金別納)	平成25年10月25日	295,450	185,677	○	○
3	広報広聴費(料金別納)	平成25年10月25日	323,750	160,312	○	○
4	広報広聴費(切手購入)	平成25年10月25日	46,252	43,939	○	
5	広報広聴費(切手購入)	平成25年10月25日	100,000	95,000	○	
6	広報広聴費(切手購入)	平成25年10月25日	100,000	95,000	○	
	合計		1,035,502	741,475		

争点4-1 「広報広聴費」該当性

争点4-2 翌年度以降への切手使用の可否等



(別紙 5 - 2)

争点 4 (参加人梶谷関係) に係る当事者の主張

第1 争点 4-1 (「広報広聴費」該当性) について [梶谷 1~6 番分]

【原告らの主張】

1 参加人梶谷は、平成25年度に広報広聴費として政務活動費から74万1475円を支出している。

しかし、広報広聴費の支出として認められる議員の「県政報告書」は、その内容が、政務活動費の趣旨（調査研究・政策立案等）に合致したものであり、調査研究・政策立案等の結果報告でなければならない。他方、政党活動・選挙活動・後援会活動などを内容とする「県政報告書」等は、議員の政治活動であって、政務調査活動ではないから、政務活動費から支出することはできない。

参加人梶谷の「県政報告（2014年1月号）」（甲C1。以下「梶谷報告」という。）は、全てが政治活動に係る報告であって、政務調査活動に係る報告ではない。

したがって、梶谷報告の送付に政務活動費を支出することはできない。

2 政務活動費を用いた政務活動の実態を有するか否かは、客観的な基準に基づき、県政や地域の問題など住民の福祉の増進を図ったと主張できるだけの政務活動の実質を有しているかどうかで判断されなければならない。

梶谷報告が政務活動に係る報告ということができない理由は、次のとおりである。

(1) 梶谷報告第1面

ア 「ごあいさつ」と題する部分

この部分は、1面の4分の1以上を占め、本人の写真を大きく掲載したものであり、「迎春 新年を迎え皆々様のご多幸をお祈り申し上げます。本年も何卒宜しくお願ひ申し上げます。」という文言からも新年のあいさ



つ状であることは明らかである。県政報告の記事という体裁をとっているものの、実体は、選挙区内にあるものに対し、年賀状等のあいさつ状を出してはならないという規制（公職選挙法第147条の2参照）に抵触するものである。また、最後に、「今後ともご支援・ご指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。」と結んでいる部分は、選挙協力を依頼するものであって、選挙活動である。

また、新年のあいさつ状に参議院議員選挙、県知事選挙、神戸市長選挙の結果報告が掲載されているが、当該記載は、県政とは全く関係がなく政治活動である。その他の部分も、議会の一般的動向、県政の一般的課題を述べているにすぎず、政務活動費により調査研究を行ったことの広報ではない。

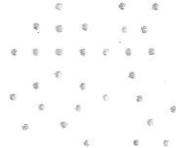
「ごあいさつ」と題する部分には、政務活動にかかわる記事は皆無であり、到底、政務活動の報告とはいえない。

イ 「県道有馬山口バイパス開通」と題する記事

この部分は、平成25年8月26日に阪神県民局西宮土木事務所道路第1課が作成した地域情勢報告「主要地方道有馬山口線（バイパス）の全線供用開始～阪神高速から有馬温泉へ直結！」の記事を引用したものであり、県の行政活動の報告であって、議会の議員の調査研究の結果ではないから、議会の議員の調査研究その他の活動に資するものでもないことは明らかである。むしろ、開通式に参加人梶谷が祝辞を述べた際の写真が掲載されていることから、自分自身の宣伝活動を行っているのであり、政務活動とは何の関連もない。

ウ 「神鉄谷上駅前交番オープン」と題する記事

この記事の内容も、県の行政活動の結果報告であり、議会の議員の調査研究その他の活動に資するものではない。谷上駅前交番開所式に出席してあいさつをしている写真が大きく掲載されていることから、自己宣伝であ



り、政務活動と何の関連もない。

エ 「梶谷県議がブータン訪問・・・」と題する記事

この記事は、政務活動の結果を報告する目的を全く有していない議会ジャーナルに既に掲載された、ブータンへの私的旅行記を転載したものであり、政務活動とは何の関連もない。また、その内容も極めて表面的なものであり、「国民総幸福量を国策の柱とするブータンを視察・調査した。」と記載されている。しかし、ブータン視察・調査が、計画的に行なわれたものでないことは、「J A 兵庫・六甲女性会が現地で味噌作りを教えるという目的を持った訪問団に誘われて参加した」と記載されていることから明らかである。

上記経緯からみれば、参加人梶谷のブータン旅行は、私的旅行であつて議員の視察・調査を目的としたものではないことは明白である。J I C A職員と地方行政に関して意見を交わしたとしても、たまたま出会っただけであり、単なる出来事（エピソード）に過ぎず、調査・研究とは無関係である。

ブータン王国の国づくりについては広くマスコミ等で紹介されており、国民総幸福量による国づくりという考え方は広く知られた既知のものであるから、上記記事は、参加人梶谷が新たな知見を県民に紹介するといった性格のものでもない。

さらに、参加人梶谷が、県議会の本会議・委員会等で、ブータンについて発言したことは皆無であり、このブータン旅行の結果が県政に還元された事実は存在しない。

オ 小括

以上より、梶谷報告第1面は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の実質を有した記事等でないことは明らかである。

(2) 梶谷報告第2面



ア 「ツキノワグマ調査を要請」と題する記事

この記事は、本来、自民党議員団農政環境部会の調査・研究に係るものであって、会派による政務活動費として支出されるべきものである。この点、参加人梶谷が自民党県議団の部会長を務めていたというのであれば、会派としての自民党の広報紙にその活動報告は掲載されるべきであって、参加人梶谷の個人の活動の報告紙である「県政報告」に掲載すべき記事ではないというべきである。

また、ツキノワグマ調査は、参加人梶谷が調査・研究したものではなく、別の議員が継続的に調査・研究しているテーマであることは同議員の活動報告ブログの記事等から明らかである。他方で、参加人梶谷が、ツキノワグマについて調査・研究した事実は存在しない。「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」としての政務活動費は、議員個人が調査研究を行い、その結果を報告し、審議に生かしたり、政策立案に資するために支弁された経費である。したがって、自ら調査・研究したものでない事項を、県政報告に記載することは、上記政務活動費の趣旨に反するから認められない。

そうすると、「ツキノワグマ調査を要請」という記事は、参加人梶谷の調査研究の成果ではないから、政務活動費の支出は認められない。

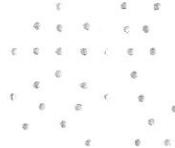
イ 平成24年度決算特別委員会審査報告

この記事は、一般の議員活動である決算特別委員会の単なる状況報告であって、政務活動とは関係がない。

ウ 「地域周産期母子医療センター 濟生会兵庫県病院リニューアルオープン」と題する記事

済生会兵庫県病院が周産期母子医療センターとしてリニューアルオープンしたことは、地域住民に周知されている。

上記記事は、参加人梶谷の政務活動とは何の関連もない。なお、参加人



梶谷が県議会において同病院について発言したことは皆無であることからしても、上記記事の内容は政務活動と関連性がないことは明らかである。

エ 小括

以上より、梶谷報告第2面は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の実質を有した記事等でないことは明らかである。

【参加人梶谷の主張】

1 梶谷報告は、県民に向けて県行政に関する様々な報告がされており、政務活動に当たる。もっとも、梶谷報告には、純然たる県政報告に当たらない記事も含まれていたことから、各郵送料の95%に政務活動費を充当した。

しかるところ、政務活動は純然たる調査研究に限定されるのではなく、政党活動、選挙活動、後援会活動等でない、議員本来の職責に基づく活動をいうのであるから、政務活動費を充てることができるのは、純然たる調査研究に限定されない。

2 梶谷報告における記事についての個別的な主張は次のとおりである。

(1) 梶谷報告第1面

ア 「ごあいさつ」と題する記事

この記事は、参加人梶谷の新年のあいさつとして、同人の写真を添えて、かつ、国政や神戸市政の話題を交えつつ、① 選挙区・議員定数に関する条例が改正される見通しであること、② 県議会において、10県民局体制のあり方、教育事務所の存置、公社・外郭団体の整理といった「県政課題」が議論されていること、③ 県教育基本計画の見直しを通じて「教育再生」を実現する必要があることを報告するものである。

これらは、平成26年に県政が取り組むべき重要な課題を県民に周知するものであり、県議会議員の職責に基づく広報活動にほかならない。

なお、参加人梶谷の写真を掲載し、あるいは国政の状況等に言及している点は、記事の内容自体が住民福祉の増進を図るという政務活動の内容に



適ったものであり、基本的には問題ないが、選挙結果に関する記載等については、政務活動費を充当することの是非につき賛否両論あると思われたことから、実際の充当率を、同部分を除く95%として処理した。

イ 「県道有馬山口バイパス開通」と題する記事

この記事は、紙面からも明らかのように、県の交通行政及び産業振興（有馬温泉への観光客誘致）における長年の懸案事項であった同バイパス工事の完成を報告するものであり、県政に関する報告そのものである。

ウ 「神鉄谷上駅前交番オープン」と題する記事

この記事も、県の警察行政が地域の生活安全を向上させるべく行われていることを伝えるもので、県政に関する報告そのものである。

エ 「梶谷県議がブータン訪問……」と題する記事

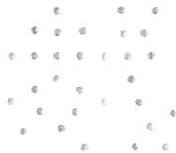
参加人梶谷は、ブータン王国を訪問し、小学校の英語の授業や種苗農場を見学したほか、地方自治体職員の研修を担当するJICA職員と意見交換を行う等し、そこで得た「精神的な安らぎを幸せと感じ、家族の絆を大切にする社会」という学びを、県でこころ豊かな社会をつくるために還元したいと締めくくっている。

地域イベントへの参加報告を掲載した広報紙（県政報告紙）であっても、県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るという政務活動の内容に適したものであれば、郵送費に政務活動費を充当することが認められているのであり、ブータン訪問で得た社会づくりに関する知見を県民に紹介することは、政務活動の内容に合致したものである。

なお、参加人梶谷は、ブータン訪問について政務活動費から支出していないが、政務活動費を充当していないからといって、当該活動が政務活動にあたらないということにはならない。

(2) 県政報告第2面

ア 「ツキノワグマ調査を要請」と題する記事



この記事は、参加人梶谷が部会長を務めていた自民党県議団農政環境部会政策委員会において、兵庫県森林動物研究センターに対し、県内に生息するツキノワグマの個体数、生態の変化、シカの死骸の適正な残さ処理等を調査・研究するよう要請したという内容である。絶滅の怖れがあるツキノワグマの保護を図りつつ、人間の生活圏に出没するケースが多発している状況をどのように解決するかという問題に関わるもので、県政に関する重要な課題についての取組みを県民に報告するものである。

なお、県政が抱える重要課題について情報を発信し、県民一人ひとりに問題意識を持ってもらう上で、委員会において誰が提案したかという事実に意味はない。

イ 「平成24年度 決算特別委員会審査報告」と題する記事

この記事は、平成24年度決算特別委員会の審査の状況を報告するものであり、県政に関する報告そのものである。

ウ 「済生会兵庫県病院……リニューアルオープン」と題する記事

この記事は、「地域周産期母子医療センター」に認定されている済生会兵庫県病院が、平成25年11月5日にリニューアルオープンし、将来的には「総合周産期母子医療センター」を目指していることを伝えるものである。

上記記事は、全県的に手薄な周産期医療について、北神地域での現状や見通しを伝えることで、県政に関する重要な課題についての取組みを県民に報告するものである。

第2 争点4-2（翌年度以降の切手使用の可否等）について

【原告らの主張】

参加人梶谷が、平成25年度に発送した梶谷報告の郵送料の一部（5万3000円）を、前年度（平成24年度）に購入した切手により支払ったことは、



会計年度独立の原則から違法である。

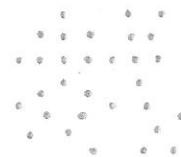
参加人梶谷は、上記郵送料の一部（2000円）を個人の現金から支払っているところ、仮にこれが真実であれば、収支報告書に添付された領収書は、政務活動費としては「32万3750円 - 2000円 = 32万1750円」と記載すべきである。しかるに、参加人梶谷は、32万3750円の支出があった旨報告しており、その収支報告は虚偽であるから、上記2000円分の支出は違法である。

【参加人梶谷の主張】

購入した切手を翌年度以降に使用できることについては、被告の主張を援用する。

政務活動費を充当して購入した切手を翌年度に使用することについては、手引で禁止されていないし、むしろ、議員の活動が、その任期中、年度をまたいで継続的に行われるものであることからすれば、翌年度に使用することは当然に予想される。したがって、参加人梶谷が、平成24年度に購入した5万3000円分の切手を、平成25年度に使用したことに違法はない。

参加人梶谷は、梶谷報告の発送に使用した2000円分の切手の購入につき、政務活動費を充当していない。



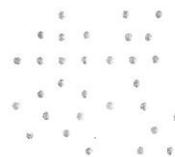
参加人原支出一覧表

(別紙6-1)

No.	費目	領収書日付	領収金額	政活費等支出額	争点	
					5-1	5-2
1	広報費(切手購入)	平成25年3月21日	1,600,000	1,440,000	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
2	広報費(切手購入)	平成26年3月3日	1,640,000	1,558,000	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	合計		3,240,000	2,998,000		

争点5-1 切手使用の有無

争点5-2 「広報費」又は「広報広聴費」該当性



(別紙6-2)

争点5（参加人原関係）に係る当事者の主張

第1 争点5-1（切手使用の有無）について [原1, 2番分]

【原告らの主張】

参加人原が購入した160万円分の切手（原1番分）の内訳は、80円切手が2万枚であるから、県政報告平成25年春号を7000部郵便で貼付したとしても、なお1万3000枚の切手は余るはずである。したがって、参加人原は、上記のうち56万円分しか使用しておらず、104万円分の切手は使用されていないというべきである。

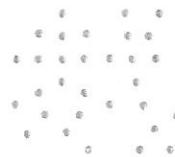
参加人原が購入した164万円分の切手（原2番分）の内訳は、82円切手が2万枚であるが、参加人原は、何を発送するのに当該切手を使用したのかを明らかにしない。証拠（乙共32）によれば、当該切手を県政報告平成26年春号7000部の郵送に使用したようであるが、そうであるとしても、7000部の発送のために148万2765円もかかるとは考えられない。また、残額15万7235円の切手を、いつどのように使用したかも明らかでない。したがって、参加人原は、上記のうち多くとも57万4000円分（82円×7000部）しか使用していないから、106万6000円分の切手が使用されていないというべきである。

【参加人原の主張】

原1番分に係る切手（160万円）は、県政報告平成25年春号を7000部郵便で配布した際に、全額使用した。

また、原2番分に係る切手（164万円）は、平成26年8月27日及び同年9月26日に料金別納郵便にて発送した際に、郵便料金として支払った。

第2 争点5-2（「広報費」又は「広報広聴費」該当性）について [原1, 2番]



分]

【原告らの主張】

参加人原が送付した県政レポートは、発行者が「県会議員原吉三後援会」と明示されているから、その送付に要する費用は、後援会の活動経費である。また、同レポートに同封したとする送付物（「平成26年度版はい、県議会です。」、「臨時給付金をご存じですか？」、「兵庫県民の幸せのために取り組んでいること。」）は、いずれも一般的な県政ないし国政報告である。よって、これらの文書を送付する費用は、政務活動等と関係がないから、政務活動費等で支出することはできない。

【参加人原の主張】

参加人原は、県政レポートについて、政務活動に関係がない部分と政務活動である部分について面積割を行い、充当率を95%として政務活動費等から支出しており、問題はない。

県政レポート及びこれに同封した書類の送付は、いずれも政務活動や県政に関する施策等の広報広聴活動である。

参加人水田支出一覧表

(別紙7-1)

No.	費目	領収書日付	領収金額	政活費等支出額	争点				
					6-1	6-2	6-3	6-4	6-5
1	広報費(切手購入)	平成24年2月29日	500,000	50,000	○	○	○	○	○
2	広報費(切手購入)	平成24年3月30日	1,900,000	1,900,000	○	○	○	○	○
3	広報費(切手購入)	平成24年4月26日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
4	広報費(切手購入)	平成24年5月21日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
5	広報費(切手購入)	平成24年6月18日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
6	広報費(切手購入)	平成24年7月12日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
7	広報費(切手購入)	平成24年8月28日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
8	広報費(切手購入)	平成24年9月21日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
9	広報費(切手購入)	平成24年10月22日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
10	広報費(切手購入)	平成24年11月28日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
11	広報費(切手購入)	平成24年12月20日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
12	広報費(切手購入)	平成25年1月30日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
13	広報費(切手購入)	平成25年2月25日	400,000	400,000	○	○	○	○	○
14	広報費(切手購入)	平成25年3月28日	400,000	400,000	○	○	○	○	○
15	広報広聴費(切手購入)	平成25年4月25日	300,000	300,000	○	○	○	○	○
16	広報広聴費(切手購入)	平成25年5月10日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
17	広報広聴費(切手購入)	平成25年6月14日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
18	広報広聴費(切手購入)	平成25年7月26日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
19	広報広聴費(切手購入)	平成25年8月29日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
20	広報広聴費(切手購入)	平成25年9月27日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
21	広報広聴費(切手購入)	平成25年10月31日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
22	広報広聴費(切手購入)	平成26年1月31日	200,000	200,000	○	○	○	○	○
23	広報広聴費(切手購入)	平成26年2月28日	300,000	300,000	○	○	○	○	○
24	広報広聴費(切手購入)	平成26年3月31日	300,000	300,000	○	○	○	○	○
合計			7,500,000	7,500,000					

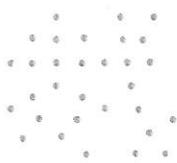
争点6-1 切手の購入費用への支出の有無

争点6-2 切手使用の有無

争点6-3 「広報費」又は「広報広聴費」該当性

争点6-4 翌年度以降の切手使用の可否

争点6-5 関係法人への支出の適否



(別紙 7 - 2)

争点 6 (参加人水田関係) に係る当事者の主張

第1 争点 6 - 1 (切手の購入費用への支出の有無) について [水田 1 ~ 24 番分]

【原告らの主張】

参加人水田が本件政務調査費等に関し収支報告書とともに提出した領収証は、単に購入金額が記載されているだけであり、切手の種類も購入枚数も不明である。しかも、領収証の発行元は、参加人水田が代表取締役を務める飾磨海運株式会社（以下「飾磨海運」という。）であるから、飾磨海運から切手を購入していくなくても、あたかも購入の事実があるかのように偽って飾磨海運の領収証を発行することは容易である。

このような飾磨海運と参加人水田との特殊な関係を加味すると、上記領収証のみでは飾磨海運と参加人水田との間で合計 750 万円分の切手の売買があったとは認められない。

【参加人水田の主張】

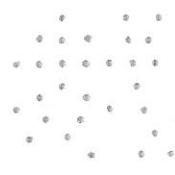
参加人水田は、飾磨海運から、平成 23 年度に 240 万円分、平成 24 年度に 280 万円分、平成 25 年度に 230 万円分の切手を購入した。

第2 争点 6 - 2 (切手使用の有無) について [水田 1 ~ 24 番分]

【原告らの主張】

1 平成 23 年度購入分（水田 1, 2 番分）

- (1) 参加人水田は、平成 23 年度に県政報告「希望」を 3 万部発送する予定で 240 万円分の切手を購入したとするが、実際には予定を下回る約 2 万 5000 部しか発送しておらず、購入した切手すべてを使用してはいない。
- (2) 参加人水田は、平成 23 年度の収支報告書において、「県政報告紙 30,



000部の郵送に伴う切手購入費用として合計240万円を支出した」と明確に報告している。

しかし、実際に発送したのは平成24年4月20～23日であり、平成23年度中には一部も発行されておらず、また、「希望V o l. 1」は2万5130部しか郵送されておらず、残り約5000部は郵送されていないから、上記収支報告書における「県政報告発行費（年1回30,000部）の記載は、虚偽である。

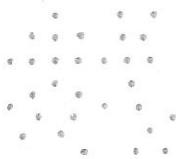
2 平成24年度購入分（水田3～14番分）

(1) 政務活動費の点検結果（甲13。以下「本件点検結果」という。）によれば、参加人水田は、平成24年度及び平成25年度に報告書を発行できなかったのであるから、これらの年度に県政報告を発行しておらず、その発送費合計143万0714円は、未使用あるいは「希望」発送費以外の用途に使用された疑いがある。

(2) 参加人水田は、「希望」以外の県政報告紙の作成発送が可能かどうかも分からぬまま、平成24年4月から平成25年3月までの間、無計画に飾磨海運から毎月切手を大量に購入し続け、その額は合計280万円にも上っていた。そして、参加人水田は、実際に「希望V o l. 2」の送付に要した費用が127万7436円であったにもかかわらず、上記280万円の全額を、「県政報告紙郵便に伴う切手代」であるとして収支報告書に記載した。かかる収支報告書の記載は、虚偽である。

3 平成25年度購入分（水田15～24番分）

(1) 参加人水田は、平成25年度収支報告書において、「希望V o l. 4」を6万5000部発行したと報告しているが、印刷代として報告されている金額は、33万4000円（按分率99%，充当は34万0560円）であり、平成25年度に3万2000部を発行したとする「希望V o l. 3」の印刷代33万8000円よりも少ない。また、参加人水田は、購入した切手を用



いて「希望V o 1. 4」を5万部以上送付したと主張するが、実際には「希望V o 1. 4」以外のものが送付されている可能性もある。そうすると、参加人水田は、「希望V o 1. 4」を発行したか疑わしいといわざるを得ない。

(2) 参加人水田は、平成25年度も依然として無計画に飾磨海運から毎月切手を大量に購入し続け、その額は合計230万円分に上っていた。そして、参加人水田は、実際に「希望V o 1. 3」の送付に要した費用が158万8638円であったにもかかわらず、上記230万円の全額を、あたかも「県政報告紙郵送に伴う切手代」であるとして収支報告書に記載した。かかる収支報告書の記載は、虚偽である。

4 小括

したがって、参加人水田が、購入した切手を全て使っていたとは認められない。

【参加人水田の主張】

- 1 参加人水田が購入した切手の使用状況は、別紙7-3「郵便切手使用一覧表」記載のとおりである。同別紙のとおり、参加人水田は、購入した切手を全て県政報告紙「希望」や「はい県議会です」の発送費用として使用しており、現時点で未使用の切手は残っていない。参加人水田は、「希望V o 1. 4」を5万部以上も作成している。
- 2 後記第4のとおり、購入した切手を年度を越えて使用することは許されているところ、収支報告書の「県政報告発行費」の記載は、県政報告発行費用として使用する切手の購入費用を当該年度の会計として計上しただけである。また、参加人水田は「希望」を作成しており、これを発送している。

第3 争点6-3（「広報費」又は「広報広聴費」該当性）について〔水田1~2番分〕

【原告らの主張】

- 1 参加人水田が送付したとする「はい県議会です」は、議会事務局が作成した一般向けの広報誌であって、参加人水田の政務活動と関連性を有するものではないから、政務活動費等から支出できるものではない。
- 2 参加人水田は、議員活動の集大成として「希望V o 1 . 4」を発行した旨を主張する。

しかし、「希望V o 1 . 4」は、わずか4頁で「希望V o 1 . 3」の6頁よりも少なく、具体的にどのような政務活動が行われてきたのかについての記載も全くない。また、参加人水田は、その後の平成27年3月にも「希望V o 1 . 5」を6万5000部発行しているが、「集大成」の報告紙の後に追加で報告紙を発行したのは、「希望V o 1 . 4」の内容が「集大成」の報告紙として不完全であったからに他ならない。

いずれにせよ、「希望V o 1 . 4」は、これまでの政務活動の「集大成」の報告書といえるものではない。

【参加人水田の主張】

参加人水田は、「はい県議会です」が、県下の全ての世帯にあまねく発送されておらず、有権者の県議会への理解不足が発生していることから、自らの政務活動を伝えることとともに、県議会という場がいかなる場所でどのような仕組みで動いているのかを有権者に分かりやすく伝える必要性を感じて、「はい県議会です」を発送した。したがって、上記発送に要した費用は、広く県政全般に関する情報の提供を行うためのものであり、これに政務調査費等を充てたことは、参加人水田の「不当利得」ではない。

また、参加人水田は、平成26年10月頃、自らのこれまでの政務活動を総括する時期を迎えていたから、より多くの人々にこれまでの政務活動を伝えるために、「希望V o 1 . 4」を従前より多く作成したのであって、切手を強引に使い切ろうとしたわけではない。

第4 爭点6-4（翌年度以降の切手使用の可否）について [水田1~24番分]

【原告らの主張】

上記第2のとおり、参加人水田は、平成23年度に購入した切手を当該年度に使用していない。また、参加人水田は、「希望V.O.1.4」、「はい県議会です」と「政務調査会報告書集」の発送のために、前年度以前に購入した切手を繰り越して使用している。かかる支出は、法208条の規制を潜脱するから、政務調査費等から支出をすることはできない。

【参加人水田の主張】

購入した切手を、年度を越えて使用することは、手引等で何ら制限されていなかったし、参加人水田は、議会事務局にも年度を越えて切手を使用することについて問題がないことを確認していた。

また、議員の調査研究活動等は、その性質上、必ずしも年度ごとに完結するものばかりではなく、むしろその任期中継続的に行われるものと考えられるから、ある年度に行われた活動について、住民に報告等をするのが翌年度以降に渡る場合も当然あるものと想定されるのであり、年度ごとに必ず使用しなければならないわけではない。

第5 爭点6-5（関係法人への支出の適否）について

【原告らの主張】

参加人水田は、平成23年度に240万円、同24年度に280万円の切手代を政務調査費から支出し、同25年度に230万円の切手を購入し政務活動費から支出している。参加人水田は、飾磨海運からこの切手を購入して支出し、飾磨海運は、合計98万0396円の手数料収入を得た。

しかし、飾磨海運は、参加人水田が代表取締役を務める株式会社であるから、参加人水田が飾磨海運から切手を購入すれば、同社に手数料収入が発生し、それが同社の代表取締役である参加人水田自身の利益につながることになる。こ

のような形での政務活動費の支出は、正に「お手盛り」と呼ぶべきものであり、政務活動費等による私的財産の蓄財にほかならない。かかる支出は、政務活動費等の支出目的に反し、公序良俗に反し違法である。

【参加人水田の主張】

飾磨海運は、港湾運送事業、海上運送事業、一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業等のいわゆる海運業を主として営む株式会社であり、営業収入は、平成23年度が約31億円、平成24年度が約26億円、平成25年度が約28億円にも上る。飾磨海運が切手類の業務委託販売を行っているのは、以前、姫路湾の中に存在していた郵便局が相当以前に閉局してしまい、最寄りの郵便局がなくなったため、国際拠点港湾に指定されている姫路港に寄港する多くの船員や関係者の郵便物送付にかかる便宜を図ることを目的として始めた業務であり、利潤を求めて始めた業務ではない。

本件で問題となる切手販売の手数料収入は、営業外収益の「受取手数料」として計上されており、あくまで営業外収益という位置付けしかない。しかも、受取手数料は、平成23年度が約816万円、平成24年度が831万円、平成25年度が895万円であり、3年度で合計約98万円の本件での切手販売の手数料収入はそのごく一部しか占めていない。飾磨海運の営業収入の大きさ、同社における切手販売手数料が営業外収益でしかないこと、手数料収入における本件の切手販売の割合等を考慮すれば、参加人水田が政務活動費等を用いて私的財産を蓄財する意図が全くないことは明らかである。

郵送日時	県政報告紙の種類	郵送手続の種別	郵送通数	郵送に用いた切手の種類(円)	枚数(枚)	金額(円)	証拠
平成24年4月20日	希望 Vol 1	区内特別	16,648	50	10,004	500200	E個4
				80	1,024	81920	E個4
				500	1,000	500000	E個4
平成24年4月20日	希望 Vol 1	定形	575	80	575	46000	E個4
平成24年4月20日	希望 Vol 1	区内特別	1,686	50	1,686	84300	E個5
				80	316	25280	E個5
平成24年4月20日	希望 Vol 1	区内特別	271	1	5	5	E個6
				10	1	10	E個6
				50	352	17600	E個6
平成24年4月20日	希望 Vol 1	区内特別	641	10	1	10	E個7
				50	833	41650	E個7
平成24年4月20日	希望 Vol 1	区内特別	688	50	894	44700	E個8
平成24年4月23日	希望 Vol 1	区内特別	460	10	2	20	E個9
				50	262	13100	E個9
				80	200	16000	E個9
平成24年4月23日	希望 Vol 1	区内特別	3,711	1	5	5	E個10
				10	1	10	E個10
				80	3,015	241200	E個10
平成24年4月23日	希望 Vol 1	区内特別	450	50	585	29250	E個11
平成25年1月18日	希望 Vol 2	区内特別	16,884	50	2	100	E個12
				100	1	100	E個12
				500	1,688	844000	E個12
平成25年1月18日	希望 Vol 2	定形	280	100	4	400	E個13
				500	44	22000	E個13
平成25年1月18日	希望 Vol 2	定形	277	10	1	10	E個14
				50	1	50	E個14
				100	1	100	E個14
				500	44	22000	E個14
平成25年1月18日	希望 Vol 2	区内特別	2,359	50	9	450	E個15
				500	235	117500	E個15
平成25年1月18日	希望 Vol 2	定形	21	90	2	180	E個16
				500	3	1500	E個16
平成25年1月18日	希望 Vol 2	区内特別	273	1	6	6	E個17
				10	2	20	E個17
				80	5	400	E個17
				500	33	16500	E個17
平成25年1月18日	希望 Vol 2	区内特別	630	10	1	10	E個18
				50	1	50	E個18
				500	78	39000	E個18
平成25年1月18日	希望 Vol 2	区内特別	3,704	100	2	200	E個19
				500	370	185000	E個19
平成25年1月18日	希望 Vol 2	区内特別	450	80	5	400	E個20
				500	55	27500	E個20
平成26年3月27日	希望 Vol 3	定形	658	10	4	40	E個21
				100	1	100	E個21
				500	105	52500	E個21
平成26年3月28日	希望 Vol 3	区内特別	18,145	50	3,007	150350	E個22
				80	5	400	E個22
				500	1,513	756500	E個22
平成26年3月28日	希望 Vol 3	区内特別	508	1	6	6	E個23
				90	1	90	E個23
				100	4	400	E個23
				500	62	31000	E個23
平成26年3月28日	希望 Vol 3	区内特別	293	1	6	6	E個24
				10	1	10	E個24
				50	1	50	E個24
				100	1	100	E個24
				500	36	18000	E個24

郵便切手使用
一覧表

平成26年3月29日	希望 Vol 3	区内特別	626	1	2	2	E個25
				10	1	10	E個25
				80	10	800	E個25
				500	78	38000	E個25
平成26年3月29日	希望 Vol 3	区内特別	5,138	80	5	400	E個26
				500	513	256500	E個26
平成26年3月31日	希望 Vol 3	区内特別	1,651	50	1,001	50050	E個27
				500	65	32500	E個27
	希望 Vol 3	区内特別	692	100	4	400	E個28
				500	85	42500	E個28
平成26年7月16日	希望 Vol 3	区内特別	887	1	9	9	E個29
				10	2	20	E個29
				80	5	400	E個29
				500	118	59000	E個29
平成26年7月29日	希望 Vol 3	区内特別	683	1	1	1	E個30
				10	1	10	E個30
				50	5	250	E個30
				500	91	45500	E個30
平成26年7月29日	希望 Vol 3	区内特別	1,034	1	4	4	E個31
				10	3	30	E個31
				50	4	200	E個31
				500	105	52500	E個31
平成26年8月11日	はい県議会です	定形外 区内特別	429	1	2	2	E個32
				10	2	20	E個32
				100	6	600	E個32
				500	100	50000	E個32
平成26年8月11日	はい県議会です	定形外	781	1	8	8	E個33
				10	5	50	E個33
				100	1	100	E個33
				500	184	92000	E個33
平成26年8月11日	はい県議会です	定形外 区内特別	350	10	10	100	E個34
				100	4	400	E個34
				500	97	48500	E個34
平成26年8月29日	政務調査会 報告書集	定形外	62	100	3	300	E個35
				500	49	24500	E個35
平成26年8月30日	はい県議会です	定形外	5,029	10	10	100	E個36
				50	14	700	E個36
				90	14	1260	E個36
				100	25	2500	E個36
				500	1,399	699500	E個36
平成26年10月31日	希望 Vol 4	区内特別	19,545	1	5	5	E個37
				10	2	20	E個37
				50	2,403	120150	E個37
				80	5,136	410880	E個37
				90	55	4950	E個37
				100	2	200	E個37
平成26年10月31日	希望 Vol 4	定形	708	1	6	6	E個38
				50	1	50	E個38
				80	80	6400	E個38
				100	16	1600	E個38
				500	100	50000	E個38
平成26年10月31日	希望 Vol 4	区内特別	10,043	1	3	3	E個39
				10	5	50	E個39
				50	1	50	E個39
				90	1	90	E個39
				500	1,024	512000	E個39
平成26年10月31日	希望 Vol 4	区内特別	4,756	1	6	6	E個40
				50	1	50	E個40
				500	485	242500	E個40

郵便切手使用
一覧表

平成26年10月31日	希望 Vol 4	区内特別	3,504	1	4	4	E個41
				100	2	200	E個41
				500	357	178500	E個41
平成26年10月31日	希望 Vol 4	区内特別	4,366	1	6	6	E個42
				10	1	10	E個42
				50	3	150	E個42
				500	445	222500	E個42
平成26年10月31日	希望 Vol 4	区内特別	633	1	2	2	E個43
				10	1	10	E個43
				500	81	40500	E個43
平成26年10月31日	希望 Vol 4	区内特別	9,042	1	44	44	E個44
				10	78	780	E個44
				50	445	22250	E個44
				80	30	2400	E個44
				90	928	83520	E個44
				100	46	4600	E個44
				500	335	167500	E個44

金額合計 7500000

参加人三戸支出一覧表

(別紙8-1)

No.	費目	領収書日付	領収金額	政活費等支出額	争点		
					7-1	7-2	7-3
1	広報費	平成24年4月20日	382,000	382,000	○		
2	広報費	平成24年4月23日	209,000	209,000	○		
3	広報費	平成24年9月30日	209,000	209,000	○		
4	広報費	平成24年9月30日	382,000	382,000	○		
5	広報費	平成24年11月30日	382,000	382,000	○		
6	広報費	平成24年11月30日	209,000	209,000	○		
7	広報広聴費	平成25年11月30日	706,400	706,400	○		
8	広報広聴費	平成26年1月30日	436,600	436,600	○		
9	広報広聴費	平成26年3月12日	370,000	370,000	○		
10	広報広聴費	平成26年3月20日	656,800	656,800	○		
11	調査研究費	平成24年5月25日	90,000	45,000		○	
12	調査研究費	平成24年6月25日	90,000	45,000		○	
13	調査研究費	平成24年7月25日	90,000	45,000		○	
14	調査研究費	平成24年8月25日	90,000	45,000		○	
15	調査研究費	平成24年9月25日	90,000	45,000		○	
16	調査研究費	平成24年10月25日	90,000	45,000		○	
17	調査研究費	平成24年11月25日	90,000	45,000		○	
18	調査研究費	平成24年12月25日	90,000	45,000		○	
19	調査研究費	平成25年1月25日	90,000	45,000		○	
20	調査研究費	平成25年2月25日	90,000	45,000		○	
21	調査研究費	平成25年3月25日	90,000	45,000		○	
22	調査研究費	平成23年3月26日	90,000	45,000		○	
23	調査研究費	平成26年2月25日	90,000	45,000		○	
24	調査研究費	平成26年1月25日	90,000	45,000		○	
25	調査研究費	平成24年12月25日	90,000	45,000		○	
26	調査研究費	平成25年8月25日	90,000	45,000		○	
27	調査研究費	平成24年9月25日	90,000	45,000		○	
28	調査研究費	平成25年10月25日	90,000	45,000		○	
29	調査研究費	平成24年11月25日	90,000	45,000		○	
30	事務費	平成24年4月25日	30,000	15,000			○
31	事務費	平成24年5月25日	30,000	15,000			○
33	事務費	平成24年6月25日	30,000	15,000			○
34	事務費	平成24年7月25日	30,000	15,000			○
35	事務費	平成24年8月25日	30,000	15,000			○
36	事務費	平成24年9月25日	30,000	15,000			○
37	事務費	平成24年10月25日	30,000	15,000			○
38	事務費	平成24年11月25日	30,000	15,000			○
39	事務費	平成25年12月25日	30,000	15,000			○
40	事務費	平成25年1月25日	30,000	15,000			○
41	事務費	平成25年2月25日	30,000	15,000			○
42	事務費	平成25年3月25日	30,000	15,000			○
43	事務費	平成25年4月25日	30,000	15,000			○
44	事務費	平成25年5月25日	30,000	15,000			○
45	事務費	平成25年6月25日	30,000	15,000			○
46	事務費	平成25年7月25日	30,000	15,000			○
47	事務費	平成25年8月25日	30,000	15,000			○
48	事務費	平成25年9月25日	30,000	15,000			○
49	事務費	平成25年10月25日	30,000	15,000			○
50	事務費	平成25年11月25日	30,000	15,000			○
51	事務費	平成25年12月25日	30,000	15,000			○
52	事務費	平成26年1月25日	30,000	15,000			○
	合計		6,312,800	5,127,800			

No22, 25, 27, 29における「領収書日付」の記載は、それぞれ順に、「平成26年3月26日」、「平成25年12月25日」、「平成25年9月26日」、「平成25年11月25日」の誤りである。

争点7-1 印刷費用の支出の有無

争点7-2 「調査研究費」該当性

争点7-3 「事務費」該当性

(別紙 8 - 2)

争点 7 (参加人三戸関係) に係る当事者の主張

第1 争点 7-1 (印刷費用の支出の有無) について [三戸 1~10 番分]

【原告らの主張】

参加人三戸は、平成24年度に広報費として177万3000円を政務調査費から支出し、平成25年度に広報広聴費として216万9800円を政務活動費から支出している。

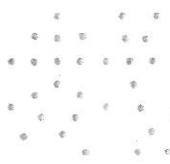
しかし、印刷を注文したという「エーピープランニング」（以下「APプラン」という。）は、三戸が当選した翌年に突然営業を開始した業者であるが、印刷設備等を備えておらず、印刷業務を行っていない。県政報告書の印刷や配布は、実際には直接印刷業者や配布業者が行っていた。また、APプラン代表の三木勇人（以下「三木」という。）は、参加人三戸の高校生時代の同級生である。

そもそも、参加人三戸が作成した県政報告書等は、単純な広報誌であって、高度の編集・デザイン技術など不要であり、デザイン代や構成代を支払う必要性はない。APプランは、参加人三戸がデザイン代等の名目で政務活動費等を不当に利得させるために名目上の元請業者とされたにすぎない。

したがって、参加人三戸は、APプランに支払った金額と実際に印刷業者等に支払った金額との差額を不当に利得している。

【参加人三戸の主張】

県政報告書は、政治に興味・関心の薄い県民にも幅広く見てもらうことが重要であり、目に留まりやすく理解しやすい優れたデザインであることが必要である。しかるところ、参加人三戸は、印刷業者が片手間で行うようなデザインは避ける必要があったため、APプランに対し、県政報告書の文章校正、デザ



イン、印刷、折込、ポスティングの一連の業務を総括する元請としての事業を依頼していた。参加人三戸がAPプランに対し上記業務を依頼したのは、依頼する業務内容に応じ、廉価な業者を探し、その価格や品質等を比較検討し、業者との個別交渉を行うという膨大な手間や、発注ミス等によるリスクを免れるためである。そして、APプランは、上記業務を行っていたのであるから、APプランが利益を得ることは、何ら不合理ではない。

なお、APプランの代表者である三木は参加人三戸の同窓生であるが、議員のように小規模事業者にとっては、円滑に議員活動を遂行するため、知人に仕事を依頼するケースはよくあることである。

第2 爭点7-2（「調査研究費」該当性）について [三戸11~29番分]

【原告らの主張】

参加人三戸は、車両リース代として平成24年度に49万5000円を、平成25年度に36万円を支出している。

しかし、リース契約の相手方である株式会社ディサービスうららか（以下「うららか社」という。）は、通所介護事業や訪問介護事業を主たる目的とし、自動車のリース業を目的としていなかった。同社が、目的に「自家用自動車有償貸渡業（レンタカー業）」、「自動車の販売及びリース業」を追加したのは、平成24年12月3日であり、平成24年度当初は同社の目的とはされていなかつた。

また、参加人三戸は、リースを受けた車両（以下「本件車両」という。）でどのような政務活動を行ったかを明らかにしていない。この点、本件車両は、スポーツカータイプの車種であって、政務活動等に使用するには適さず、リース料も高額である。また、参加人三戸は、政務調査費等をレギュラーガソリンの購入費用に充て、当該車両に必要なハイオクタンのガソリンをほとんど購入していないことからも明らかのように、ほとんど使用していなかつた。

さらに、うららか社の代表者である住所和彦（以下「住所」という。）は、参加人三戸の高校生時代の同級生である。

以上の事情からすれば、参加人三戸は、住所に不当な利得を得させるために、政務活動に使用しない車両のリースを受けたことにして、政務活動費等を支出したというべきである。

【参加人三戸の主張】

参加人三戸は、うららか社（その一部門であるアデックスリース）から本件車両をリースし、これを議員活動専用で使用していたが、政務活動等の際の拠点間の移動に加え、政党活動等においても使用していた。

手引によれば、自動車リース料を政務活動費等から支出する場合、議員の活動の多面的な性格や、自動車が他の活動にも使用できる実態を踏まえ、リース車を議員活動専用で使用する場合で、かつ、活動実態が政党活動等と明確に区分できない場合は、共通案分率（2分の1）を適用することとされ、活動実態に応じた充当を行う場合は、運転記録簿等をもとに走行距離から算定する。

したがって、上記手引に従い、本件車両のリース料の2分の1を政務活動費等から支出することができる。

第3 争点7-3（「事務費」該当性）について〔三戸30～52番分〕

【原告らの主張】

- 1 参加人三戸は、平成24年度に事務費として18万円を政務調査費から支出し、平成25年度に事務費として15万円を政務活動費から支出している。
- 2 しかし、参加人三戸が事務所機器利用費を支払ったといううららか社の施設（以下「本件施設」という。）は、通所者の介護のための施設であり、利用者の定員はわずか15名、デイサービス用の機能訓練室（70.43m²）、相談室（9.21m²）、食堂（32.22m²）、静養室（15.91m²）でほとんどを占め、事務室（以下「本事務室」という。）はわずか28.87m²にす

ぎない。また、本件事務室には、机2台、ソファー1台、いす3台、パソコン1台、プリンター1台、電話・FAX1台しかない。このように、本件事務所は、他の事務所部分と機能的・領域的に分離されておらず、使用面積が明確でない。

また、本件事務室は本件施設の職員が鍵をかけて出入りするとされているから、参加人三戸が自由に出入りすることはできないはずである。さらに、本件事務室のパソコンには、本件施設の入所者のプライバシーに係る情報が入力され、うららか社が高度の守秘義務を負っていることからすると、参加人三戸がパソコンを共用するなどあり得ない。

以上のとおり、参加人三戸がうららか社の職員と共に、政務活動のために本件事務室事務所を使用できないことは、社会通念に照らして明らかである。

3 また、参加人三戸は、対外的にも本件施設を政務活動の事務所として使用しているとの広報をしていない。参加人三戸は、平成26年2月4日に正式な事務所を設立したのであるから、その前の同年1月発行の県政広報誌には、政務活動の本拠地たる本件施設が記載されるべきところ、県政報告誌に、うららか社の本件施設の住所は記載されておらず、「高砂市神爪」の住所が記載されている。実際、参加人三戸は、高砂市内に事務所を有し、そこで後援会活動や政務活動を行っていた。

さらに、政務活動費等から事務所の賃借料や光熱費に支出することは認められているから、政務活動等のための事務所を間借りしたのであれば、事務所の賃貸借契約を締結し、賃借料を支払うのが当然であるところ、事務機器の利用契約のみが締結されるというのは、きわめて不自然である。

4 以上からすれば、参加人三戸は、本件施設の事務機器を政務活動等のために使用していなかったというべきである。

【参加人三戸の主張】

参加人三戸は、平成26年2月4日に正式な事務所を設立するまでの間、う

ららか社の本件事務室の一部を間借りし、事務机一式、パソコン設備一式、電話設備一式の利用を含めて、事務所利用契約を締結し、同所にて政務活動等や書類の保管等を行っていた。この作業の中には、参加人三戸の補助職員が行っていたものもある。

参加人三戸が本件施設を利用したのは、事務所費に多額の固定費をかけることが経済合理性に乏しいと考える一方で、書類の保管や、複合機・FAX等の利用など、一個人の家では対応できない業務対応をするためである。デイサービス業務を提供する本件施設の従業員は、日中の大半を利用者とのコミュニケーションに費やし、この間に事務作業をすることはほとんどない。参加人三戸は、その間を中心に本件事務室を利用するため、事務機器使用の契約を締結した。

本件事務室は、日中は本件施設内に従業員がいるため、特に施錠されておらず、鍵がなくとも利用は可能であった。また、従業員が日中にパソコンを使用することがほとんどないため、参加人三戸はこれを利用することができた。

参加人栗原支出一覧表

(別紙9-1)

No.	費目	領収書日付	領収金額	政調費支出額	争点 8
1	広報費	平成23年10月31日	120,000	120,000	<input checked="" type="radio"/>
	合計		120,000	120,000	

争点8 切手の購入費用への支出の有無

争点8 (参加人栗原関係) に係る当事者の主張

【原告らの主張】

参加人栗原は、平成23年度政調費に関し、広報費として12万円を支出したとしている。しかし、添付された郵便切手及び印紙売渡証明書（以下「本件証明書」という。）の金額は、はがき2000円（50円×40枚）であるところ、同人が手書きで書き足して12万円（50円×2400枚）としたのであり、郵便局記支出の実態はない。なお、収入印紙は領収書発行後に貼付できるから、参加人栗原が貼付することが「2000円」と記載した領収書を発行した後に、参加人栗原が貼付することは可能である。

また、本件証明書において栗原が購入したとされる郵便はがきの枚数は、2400枚であるのに対し、参加人栗原が郵便はがきを購入した郵便局指定切手類販売者である山下勝（以下「山下」という。）が、平成23年10月1日から同月31日までに郵便局から買い受けた郵便はがきの枚数は、1100枚である。そうすると、参加人栗原が、山下から2400枚ものはがきを購入することなどあり得ない。

【参加人栗原の主張】

参加人栗原は、収支報告書記載のとおり、12万円を支出した。

参加人栗原は、手引のとおり、商取引による領収書で3万円以上のものには印紙を貼つてももらうようにしている。したがって、参加人栗原が購入したはがきは栗原が後から収入印紙を貼ったとすれば、郵便局とも口裏合せをしなければならないが、そのようなことは現実的に不可能である。

これは正本である。

平成29年4月25日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 奥山信

